
令和2年 第4回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和2年12月16日

閉会 令和2年12月17日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（12月16日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	2
○日程第 5 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2 号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めること について）	10
○日程第 9 報告第 5 号 専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の 額を定めることについて）	11
○日程第10 報告第 6 号 専決処分の報告について（南部地区土砂流出対策工事（ベベル イ川）（R1国債）請負契約の変更について）	11
○日程第11 認定第 1 号 令和2年第3回定例会付託 議案第8号 平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認 定について	12
○日程第12 認定第 2 号 令和2年第3回定例会付託 議案第9号 平成31年度上富良野町企業会計決算の認定につ いて	12
○日程第13 町の一般行政について質問	13
8 番 荒 生 博 一 君	13
1 結婚新生活支援事業について	
2 十勝岳ジオパーク構想について	
4 番 中 瀬 実 君	17
1 家族経営協定の推進について	
2 農業者年金の普及、啓もうについて	
3 番 高 松 克 年 君	22
1 不登校児童・生徒に、より良い教育環境の機会を	
2 コロナ禍におけるスクールカウンセラーの重要性について	
7 番 米 沢 義 英 君	28
1 福祉事務手続きの遅延について	
2 PCR検査体制について	
3 子どもセンター取壊しについて	
4 コロナ禍における生活困窮世帯に対する支援について	
○散 会 宣 告	36

目 次

第 2 号（12月17日）

○議 事 日 程	3 9
○出 席 議 員	3 9
○欠 席 議 員	3 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 9
○議会事務局出席職員	3 9
○開 議 宣 告	4 0
○議会運営等諸般の報告	4 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 0
○日程第 2 議案第 1 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）	4 0
○日程第 3 議案第 2 号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	4 2
○日程第 4 議案第 3 号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	4 3
○日程第 5 議案第 4 号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	4 4
○日程第 6 議案第 5 号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）	4 5
○日程第 7 議案第 6 号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	4 6
○日程第 8 議案第 7 号 令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	4 7
○日程第 9 議案第 8 号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	4 7
○日程第10 議案第 9 号 上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	4 8
○日程第11 議案第10号 上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例	5 3
○日程第12 議案第11号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5 3
○日程第13 議案第12号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	5 3
○日程第14 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	5 5
○日程第15 議案第14号 財産の取得について（日の出公園駐車場用地）	5 6
○日程第16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 5
○日程第17 発議案第1号 議員派遣について	6 6
○日程第18 発議案第2号 議会懇談会実施に関する決議について	6 6
○日程第19 発議案第3号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見について	6 7
○日程第20 閉会中の継続調査申し出について	6 8
○閉 会 宣 告	6 9

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 3 号)	12月17日	原 案 可 決
2	令和 2 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	12月17日	原 案 可 決
3	令和 2 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	12月17日	原 案 可 決
4	令和 2 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	12月17日	原 案 可 決
5	令和 2 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第 4 号)	12月17日	原 案 可 決
6	令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	12月17日	原 案 可 決
7	令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算(第 1 号)	12月17日	原 案 可 決
8	令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 4 号)	12月17日	原 案 可 決
9	上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	12月17日	総務産建常任 委員会付託
1 0	上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
1 1	上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
1 2	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
1 3	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月17日	原 案 可 決
1 4	財産の取得について (日の出公園駐車場用地)	12月17日	原 案 可 決
	認 定		
1	令和 2 年第 3 回定例会付託 議案第 8 号 平成 3 1 年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月16日	認 定
2	令和 2 年第 3 回定例会付託 議案第 9 号 平成 3 1 年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月16日	認 定
	行 政 報 告	12月16日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	12月16日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月16日	報 告
2	議員派遣結果報告について	12月16日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	12月16日	報 告
4	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	12月16日	報 告
5	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	12月16日	報 告
6	専決処分の報告について (南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R1国債)請負契約の 変更について)	12月16日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	12月17日	適 任
	発 議		
1	議員派遣について	12月17日	原 案 可 決
2	議会懇談会実施に関する決議について	12月17日	原 案 可 決
3	コロナ禍による地域経済対策を求める意見について	12月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月17日	原 案 可 決

令和 2 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和 2 年 1 2 月 1 6 日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 12月16日～17日 2日間
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第10 報告第 6号 専決処分の報告について
(南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R1国債)請負契約の変更について)
第11 認定第 1号 令和2年第3回定例会付託
議案第8号 平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第12 認定第 2号 令和2年第3回定例会付託
議案第9号 平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について
第13 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈 君	2番	北條 隆男 君
3番	高松 克年 君	4番	中瀬 実 君
5番	金子 益三 君	6番	中澤 良隆 君
7番	米沢 義英 君	8番	荒生 博一 君
9番	佐藤 大輔 君	10番	今村 辰義 君
11番	小林 啓太 君	12番	小田島 久尚 君
13番	岡本 康裕 君	14番	村上 和子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭次 君	会 計 管 理 者	及川 光一 君
総 務 課 長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	佐藤 雅喜 君
町民生活課長	星野 耕司 君	保健福祉課長	鈴木 真弓 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷 隆樹 君	建設水道課長	狩野 寿志 君
教育振興課長	林 敬永 君	ラベンダーハイツ所長	谷口 裕二 君
町立病院事務長	北川 徳幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深山 悟 君	次 長	飯村 明史 君
主 事	真鍋 莉奈 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は12月11日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、決算特別委員長から平成31年度の各会計歳入歳出決算及び企業会計決算審査の報告、総務産建常任委員会及び厚生文教常任委員会の両委員長から委員会所管事務調査の報告、議会運営委員長から議員派遣結果の報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の申し出があり、その資料として行政報告とともに、令和2年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、明日17日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

10番 今 村 辰 義 君

11番 小 林 啓 太 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 令和2年第4回定例会の議会運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る10月22日、11月17日、24日及び12月9日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議、並びに本定例会までに受理しました3件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案14件、報告案件3件、諮問案件1件、議長からの報告案件3件、認定案件2件、議員からの発議案件3件であります。

また、町の一般行政については、荒生博一議員外3名の議員から一般質問の通告があり、質問の順序は先例により、通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

これらの状況を考慮し、12月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月17日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議会運営が円滑に行われるようよろしくお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第４ 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第４回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、去る９月の定例町議会以降における行政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、１１月２９日執行の町長選挙及び町議会議員補欠選挙についてであります。町議会議員補欠選挙につきましては、届出が定数内となったことから、無投票で北條隆男氏が当選人となり、町長選挙につきましては４名の候補者の届出があり、投票による選挙が選挙管理委員会の管理の下執行され、斉藤繁氏が当選人となったところであります。

なお、本選挙につきましては、有権者数８,８８７人、投票率７５.１８％となったところであります。

次に、令和２年度の町表彰式についてであります。コロナ禍での開催となったことから、御来賓の御案内は関係する団体、機関等の代表者のみにさせていただくなど、感染症対策、予防対策を行った中で１１月３日、保健福祉総合センターかみんを会場に挙行したところであります。

町の関係では、永年にわたり地方自治の振興発展に貢献された１名に自治功労表彰、また地方自治の振興発展、消防業務の向上に功績を残された４名に社会貢献賞を授与したところであります。教育委員会関係では、スポーツ功労賞に２名、文化功労賞に１名、またスポーツ奨励賞に３名、文化奨励賞に７名を表彰させていただいたところであります。

国の栄典関係では、１１月３日発令の秋の叙勲におきまして、厚生保護功労として瑞宝双光章を１名、消防功労として瑞宝単光章を１名が受章されました。

改めて受章されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、基地対策及び自衛隊関係についてであります。９月２４日から２５日、１１月２４日から２５日にかけて富良野地方自衛隊協力会及び同上富良野支部による上富良野駐屯地現状規模堅持、さらなる拡充を求める要望、防衛省、関係国会議員に対して行ってきたところであります。

また、記念行事等につきましては、１０月２４日に令和２年度北海道殉職隊員追悼式に出席してまいりました。

次に、「ポケふた」の設置についてであります。本町を含む道内４自治体に株式会社ポケモンから、ポケットモンスターが描かれたオリジナルマンホール「ポケふた」が寄贈されることとなり、１１月２日、道庁赤レンガ前広場にて行われた授与式に出席したところであります。寄贈いただいたポケふたについては、日の出公園エントランスゾーンに設置したところであり、日の出公園の新たな魅力としてポケモンファンをはじめ、多くの方々に親しんでいただくことを期待しているところであります。

次に、「泥流地帯」映画化の取組についてであります。９月２５日に映画制作会社である株式会社ジパングと泥流地帯実写映画化等に関する連携協定を締結いたしました。この連携協定により、町内で行う撮影等への協力や町民の積極的な参加、撮影終了後のロケセットの有効活用など、地域の活性化や観光振興に大きくつながることを期待するところであります。

次に、交通安全町民大会２０２０についてであります。本町におきましては、１１月２８日に交通事故ゼロ４,０００日を達成したことから、上富良野町生活安全推進協議会主催により１１月３０日、保健福祉総合センターかみんにおいて、交通安全町民大会２０２０を開催したところであります。大会では、北海道知事感謝状の贈呈、北海道交通安全推進委員会４,０００日達成表彰などが行われるとともに、交通事故死亡ゼロがこれからも継続するよう、交通安全宣言を確認し合ったところであります。今後もきれいで安心・安全な生活環境の町の実現に向けて、交通安全に対する町民一人一人の意識を高める活動を継続してまいります。

次に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟関係についてであります。１１月１９日に東京都で開催されました全国治水砂防促進大会及び中央要望へ参加したところであります。今後におきましても本町の治水砂防施設の整備が、より進捗するよう取り組んでまいります。

次に、かみふらの収穫祭２０２０についてであります。かみふらの産業にぎわい協議会主催により、１０月１７日、中央コミュニティ広場大型テントを会場に開催したところであります。コロナ禍の中、感染症予防対策を徹底するとともに、規模を縮小しての開催となりましたが、新米のおにぎりや牛乳の無料配付を、新米、採れたて野菜、地元産の食材を使った菓子等の販売を通じて、地元農畜産物への理解を深めていただく機会となったところであります。

ます。

次に、第57回総合文化祭についてであります
が、10月31日から11月3日までの4日間、感
染症予防対策を考慮し、社会教育総合センター、公
民館、保健福祉総合センターに会場を分散し、開催
したところであります。4日間で延べ2,485名
の方々に御来場をいただき、作品展示や町民コン
サート、小さな音楽会、芸能発表、郷土館特別展
示、書道体験のほか、上富良野高校の生徒による小
説「泥流地帯」を題材にした朗読劇などの事業を実
施し、盛会のうちに終了することができました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における1
2月4日現在での主な取組状況についてであります
が、まず、町税・国民健康保険等の関係では、町税
を対象とした徴収猶予の特例制度の適用について1
6件、約1,293万円の町税の猶予を行い、国民
健康保険税の減免については55件、940万円、
介護保険料の減免については7件、30万5000円
の対応を図ったところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、4月に創設しま
した町独自のつなぎ融資については、融資件数46
件、融資額で1億1,600万円、利子補給額は5
9万3,000円、信用保証料の助成額は271万
4,000円となっております。

次に、家賃支援等に係る経営継続奨励助成金につ
いては、来年2月までを受付期間として申請件数2
6件、助成金の交付額は333万2,000円と
なっており、今月からは飲食業関連事業者を対象と
した新たな経営継続奨励助成金の申請受付を開始し
ているところであります。

また、8月に環境衛生向上対策として拡大しまし
た小規模事業者持続化事業については、既に58事
業者からの申請があり、予算執行率が97.6%と
なったことから、先般開かれた町議会臨時会で追加
補正を議決いただいたところであり、今後の追加要
望に対応してまいります。

次に、プレミアム付商品券事業については、7月
から開始しました第1期分は10月をもって完了
し、今月からの利用開始となる第2期分につきましては、販売額を1億円とし、11月12日から17
日までに予約受付を行いました。が、予定の販売額に
対して予約額が大きく上回りましたことから、上限
購入額を調整するなどの対応により完売したところ
であります。

次に、観光宿泊の支援策については、7月より第
1期の宿泊キャンペーンを実施し、町外者向けの割
引制度は4,134泊分、割引助成総額1,809万
8,000円、町民向けの割引制度では145泊
分、総額79万7,000円の助成を行ったところ

であり、引き続いて2月までを期間とする第2期の
宿泊キャンペーンを11月から開始しているところ
であります。

次に、特別給付金事業関係では、子育て世帯臨時
特別給付金については743世帯、1,304人、
また、町独自の新生児特別定額給付金事業について
37人に支給したところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、
最近における全道的な広がりなど、その長期的な取
組が求められていることから、町民の皆様には、マ
スクの着用や手洗い、手指消毒の徹底など、ふだん
の生活の中での感染症予防対策の徹底について改め
てお願いするとともに、社会経済活動との両立を
図っていくためにも商工会や観光協会、地元事業者
等との意見交換を通じ実態把握に努め、適切な支援
を講じることが重要ととらえております。

最後に、建設工事の発注状況についてであります
が、9月定例町議会で報告以降に入札執行しました
建設工事は、12月4日現在、件数で5件、事業費
総額5,462万6,000円で、本年度累計で37
件、事業費総額4億4,144万1,000円となっ
ております。

詳細につきましては、お手元に、令和2年度建設
工事発注状況を配付しておりますので、御高覧賜り
たいと存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月
現金出納検査結果報告について、監査委員より報告
を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査
の結果について御報告いたします。概要のみ申し上
げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執
行いたしましたので、同条第3項の規定により、そ
の結果を御報告いたします。

令和2年度会計の8月分から10月分について、
検査の概要並びに検査結果を一括して御報告いたし
ます。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりで
あり、現金は適正に保管されていることを認めまし
た。

なお、資料につきましては御高覧いただいたもの
と存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 報告第2号議員派遣結果報告を行います。

議員派遣結果報告書。

令和2年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

令和2年11月24日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、米沢義英。

記。

1、上川町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、令和2年10月9日に鷹栖町で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に12名が参加しました。

（2）研修の結果。

新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏による「議会を取り巻く動きから」、一般社団法人札幌農学同窓会理事長、松井博和氏による「志ある若者を育てるには」の2講演を聴講しました。

田口一博氏からは、行政改革における現状や課題の中で、議員定数や報酬、なり手確保について、どう考えるべきかについての講話をいただきました。

また、上富良野町出身者である松井博和氏からは、バイオサイエンス応用生命科学(主にオリゴ糖食品の研究に貢献)という、生き物の研究をする立場から見た、常に変化し続ける社会に対応した人材育成として、自立し志を持った若者、リーダーをどのように育てるか、対話していくことの必要性などについて講話いただき、今後の議会活動の参考となりました。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、令和2年10月19日に上富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に12名が参加いたしました。

（2）研修の結果。

龍谷大学政策学部教授、土山希美枝氏による「質問力を高める、議会力に生かす」の講演を聴講し、議会が行われる一般質問について役割や仕組み、機能などについて、どうすれば一般質問が効果的な手段、方法としてなり得るのか。また、一般質問を議員間で情報を共有し、議員が共有する町の課題として質問されていくことの必要性などについての講話をいただき、今後の議会活動の参考となりました。

以上、議員派遣結果報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について報告を求めます。

総務産建常任委員長、中瀬実君。

○総務産建常任委員長（中瀬 実君） ただいま上程いただきました報告第3号について、朗読により報告をさせていただきます。

総務産建常任委員会の所管事務調査報告書についてであります。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査として申出した次の調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和2年12月8日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

総務産建常任委員会委員長、中瀬実。

記。

調査事件名。

1、防災対策について。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「防災対策について」に決定し、令和2年13回にわたり委員会を開催し、調査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

1、防災対策の調査テーマについて。

防災対策は、水害・土砂災害・火山災害・地震災害・その他の災害と災害の事象ごとに諸対策が細分化されていることから、本委員会は各種災害の共通事項である情報伝達と避難所にテーマを絞って調査を行った。

各調査の内容は、次項に掲げるとおりであり、その調査データは後段に別添資料としてまとめた。

2、本町の観測措置の配備状況。

防災対策の調査テーマである情報伝達を調査するにあたり、本町が住民に対して情報発信を行う際、その判断材料となるべき各防災関係機関が設置する様々な事象の観測装置等の配備状況を調査した。

(1) 水位観測所(富良野地域3か所)。

氾濫危険水位等を観測する「水位観測所」は、町内を流れる3河川に対し、富良野地区内で3か所設置されており、本町の設置箇所は富良野川の1か所で、管理所管は北海道旭川開発建設管理部である。

(2) 雨量観測所(5か所)。

時間、累積雨量を観測する「雨量観測所」は、本町に5か所設置されており、4か所が北海道開発局と北海道の河川所管の管理で、1か所が気象庁の管理である。

次ページを御覧ください。

(3) 危機管理型水位計・簡易型監視カメラ(8か所)。

大雨時の水位観測に特化した「危機管理型水位計・簡易型監視カメラ」は町内に8か所設置されており、管理所管は北海道である。町内の水位観測所は富良野川(五丁目橋)の1か所であったが、平成30年度から令和元年にかけて、この水位計・カメラが新たに設置されることにより、水位把握、河川状況確認の適切な避難判断が可能となっている。

(4) 十勝岳観測点(気象庁/24地点)。

国内111活火山のうち火山噴火予知連絡会によって選定された50火山は、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために気象庁の火山監視・警報センターが火山観測施設を整備して、24時間体制で常時観測・監視がされている。十勝岳には地震計8か所、空震計4か所、監視カメラ2カ所、GNSS7か所、傾斜計3か所と、昭和39年に設置された地震計から現在まで、随時、観測装置が設置され、観測体制の充実が図られている。

3、情報伝達の現状と課題。

本委員会では、地域防災計画(平成26年3月策定)に掲載されている本町の情報伝達の取組の状況について、(1)関係機関から受信する防災情報の種類、(2)住民に発信する情報伝達の方法、(3)外国人への情報伝達の方法、(4)情報伝達の手法と災害ごとの情報発信の時期の4項目に絞って調査をした。

(1) 関係機関から受信する防災情報の種類(8種類)。

本町が、関係機関から受信する防災情報については、気象・火災・道路・河川・山岳・JR路線・電

力・泥流センターの8種類であり、その受信手段は、一般電話・携帯電話・衛星携帯電話・メール・FAX・北海道防災情報システム・防災行政無線・ホームページの8種類である。

携帯電話・衛星携帯電話以外の受信手段は、勤務時間外の夜間、土日祝祭日防災担当が直接対応できないことが課題と思われ、大雨や暴風雪など予測できる自然災害以外に対する執務時間外の防災体制について、事前に調整しておくことが不測の事態に十分対応できると思われる。

(2) 住民に発信する情報伝達の方法(8種類)。

町は、前述の(1)に掲げる関係機関からの防災情報について、防災行政無線・広報車・ホームページ・緊急速報メール・Lアラート・SNS・一般電話・広報誌の8種類の方法や手段により、住民に情報を発信している。

現在の情報伝達の方法は、町から住民に対する一方向であり、住民等からの災害情報などを入手する双方向の手法はとられていない。また、難聴など耳の聞こえない・聞こえづらい住民への対応は、ホームページ・メール・FAX・広報誌以外では対応がなく、住民に一番身近であり、全世帯や事業所に設置されている防災行政無線について、画面や文字情報などの視覚でも情報伝達できる改善が課題である。防災行政無線の戸別受信機は、停電時対応のため電池装着可能で、単1電池から単3電池までの3種類に対応した電池ボックスであるが、ブラックアウト時の電池が品薄となったときに住民が十分に把握をしていなかったため、単1電池の購入を求めたことから、今後においては、その機能等を定期的に住民に周知することが必要である。

(3) 外国人への情報伝達の方法。

町は、先述の(1)の情報伝達手段のうち、町内居住の外国人や本町を訪れる外国人観光客などに対し、行政ホームページ・観光協会ホームページ・外国語観光パンフレットにより防災情報を伝達している。さらに、十勝岳噴火総合防災訓練時においては、試行的に英語での防災行政無線により情報を発信している。

新型コロナウイルス感染症のため外国人観光客の減少はあるが、本町は北海道観光を代表する富良野・美瑛エリアにあり、冬には十勝岳地区へのバックカントリースキーを訪れる外国人観光客も多く、また、町内には外国人が居住していることから、最低でも英語による情報伝達の対応が必須となっている。

(4) 情報伝達の手法と災害ごとの情報発信の時期。

住民に対して発信する情報発信の時期は、災害ご

との状況に応じて前述の(2)の手段を使用して、災害の事象ごとに決められている。

水害・土砂災害対策編では、目安として、数時間から2時間程度前、記録的な大雨発生、被害拡大が懸念、災害発生の4区分。火山災害対策編では、「噴火警戒レベル1から5」5区分ごとに住民に情報が伝達される仕組みとなっている。ホームページやメールによる情報伝達は、住民が後からでも確認することができるが、職場勤務時間や自宅不在で聞くことができない住民、または聞き逃した住民に対し、定期的に複数回数を防災行政無線で放送するなどの対応が必要と思われる。

4、避難所の現状と課題。

本委員会では避難所について、(1)災害時避難行動要支援者、(2)ペット対策、(3)災害ボランティア、(4)備蓄品、(5)災害弱者、(6)収容人数、(7)感染症対策、(8)災害時応援協定の8項目に絞って調査をした。

(1)災害時避難行動要支援者について。

要支援者名簿の作成については、総務課・保健福祉課・住民会(自主防災組織)の連携のもと作成され、名簿作成後は、毎年更新される高齢者実態調査に基づいて、表1に掲げる1年間のサイクルで管理されている。

住民会(自主防災組織)が作成する要支援者名簿は、個人情報保護の観点から本人との確認行為や細部の調整に十分な配慮を要するため、町として日頃から災害時における避難行動の啓蒙活動が必要であり、住民会(自主防災組織)と十分に協議して作成の徹底を図るとともに、円滑な避難を確保することが必要である。

また、住民会に加入していない要支援者について、町で対応するのか、住民会(自主防災組織)で対応するのか、事前に調整して名簿を管理することが課題である。

また、防災関係機関に対して要支援者名簿やその避難支援体制について、住民会(自主防災組織)と事前に調整して情報共有を図っておくことが、いつ発生するか分からない災害時に有効に活用されたいと思われる。

次ページを御覧ください。

(2)避難所におけるペット対策について。

災害時におけるペット対策については、避難前と避難所(避難後)に大きく区分されており、その役割分担については、表2に掲げるとおり、北海道・町・避難所(所有者)で諸対策を講ずるように整理されている。

災害時における避難所のペット対策が全国でも大きな課題となっており、指定避難所地域ごとのペッ

ト数と種類の把握、先進事例の実態調査、ペット同伴を可能とする避難所の設定、また1か所でペットを管理するセンターの設置、ペット飼育のためのペットフードやケージなど、関係機関や住民会(自主防災組織)と事前に検討して準備をすることが必要である。

また、ペット所有者に対して、避難時の対応など事前に研修、イメージする場を設け、災害時の対応について理解を深めることや、ペット所有の実態調査が必要である。

(3)災害ボランティアの対応について。

災害ボランティアの受入れ体制は、社会福祉協議会と関係機関と連携して対応窓口を設置し、受付は社会福祉協議会内で行うとされている。

なお、平成29年9月1日、社会福祉協議会と「災害時における上富良野町と社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会の相互協力に関する協定書」が締結され、設置・運営マニュアルが策定されている。

本町は昨今、大きな災害の経験がないため、これまでの全国で発生した大規模な災害事例を参考にするなど、町がこれまで経験していない、または想定できない業務を把握し、それらを社会福祉協議会、住民会(自主防災組織)と調整することが必要である。さらに、災害発生時に住民がボランティアに依頼したい業務と災害ボランティアが行える業務の調整など、災害時の混乱を最小限に抑える事前対応が必要と思われる。

災害時には、被災者の思いや要望、困り事などを丁寧に聞き取って、ボランティアを本当に必要としている被災者ニーズを掘り起こし、支援を希望する避難住民に正確に伝え、支援活動に結びつけるボランティアコーディネーターの育成が課題である。

また、現在は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、災害ボランティアが現地入りできない状況や作業時間の制限、人数制限などの新たな課題も発生している。

(4)避難所運営の備蓄品の状況について。

備蓄品については、町、事業所、住民、住民会(自主防災組織)、救援物資、支援物資に区分され、それぞれが持つ機能に応じた備蓄の目安が示されている。また、災害の事象ごとに避難対象者を想定しているが、備蓄数量の基準人数を6,000人と定めて、食糧・水を備蓄している。食品類は6品目、避難所用品は32品目、その他の消耗品等は16品目を備蓄している。

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴う北海道全域ブラックアウトの経験により、新たに備蓄品の整備や更新が見直されている。

さらに、令和2年2月から対策を講じている新型コロナウイルス感染症という新たな課題もあり、避難所における感染症対策の備蓄品を早急に備蓄することが求められていたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用して順次整備されている。

本町は、避難所運営の経験値が少ないことから、災害事例市町村の実態や課題を調査して、さらなる充実が必要と思われる。

(5) 災害弱者の対応について。

災害弱者の対応は、福祉避難所3か所、指定避難場所内の福祉避難室16か所、浸水想定区域内の要配慮者利用施設12か所を設定している。

本町は、避難所運営の経験がないため、住民の避難に加え災害弱者の避難対策も大きな課題であり、指定避難場所の地域ごとの災害弱者の把握を住民会(自主防災組織)が作成する災害時避難行動要支援者名簿と情報共有して、あらかじめ避難先を決定する必要がある。また、指定避難場所において、住民会ごとでは災害弱者の把握は可能となるが、一つの住民会が複数の指定避難場所に分断される場合や、複数の住民会が同じ指定避難場所に避難する場合など、避難所全体の災害弱者の避難把握方法などを避難所ごとに調整して備えておくことが必要である。

(6) 避難所の収容人数について。

次ページを御覧ください。

指定緊急避難所は屋外24か所、屋内42か所が指定されており、屋外の収容人数は非表示、屋内においては防災計画策定時と、ほぼ変更がない人数が定められている。この収容人数は、昭和61年3月31日発行の地域防災計画策定時から見直されていないため、住民の命を守るための一時的な避難収容人数であり、長期間の避難で収容できる人数を改めて設定することが必要である。

また、感染症対策の課題もあり、ソーシャルディスタンスを考慮すると、さらに収容人数を制限しなければならないことも想定でき、収容人数の見直しも必要である。

(7) 感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症については、国において令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われるなど、町内においても感染者が発生している。こういった感染症の発生や拡大する状況に対応するため、町では避難所運営マニュアル(平成29年4月策定)の増補版として、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを策定している。課題としては、先述の(3)(4)(5)(6)と共通している。

(8) 災害時応援協定について。

情報伝達及び避難所運営については、本町の対処のほか、民間事業者や公共機関の応援・協力を得て対応することが想定されるため、応援協定の実態を調査した。民間事業者との協定件数は27件であり、そのうち情報関係は4件、避難関係は5件である。また、公共機関との協定件数は14件であり、そのうち情報関係は8件であった。

この応援協定については、民間企業が災害対応の地域貢献で各自治体と締結しており、本町においても必要に応じて拡大することを望むものである。

5、総論(まとめ)。

本委員会は、閉会中の継続調査テーマを防災対策とし、さらに各種災害の共通事項である情報伝達、避難所に絞って調査を行った。

情報伝達については、現在、住民に対して8種類の方法や手段により災害情報は発信されているが、住民(現場の声)からの災害情報を入手する手段が、電話や直接の対面に限られており、今後、インターネットやスマートフォンなどのICT技術を活用した、より質の高い災害情報の収集を図りたい。

また、災害情報の受信弱者(難聴者など)への情報伝達については、戸別受信機の改善を含め、可視化された災害情報が伝達される環境整備が必要である。

避難所については、いつ発生するか分からない災害時に備えて、町と住民会(自主防災組織)の協働により、災害時の避難の課題であった災害時避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動計画が全住民会(自主防災組織)で作成され毎年更新されているが、住民会の未加入者への対応が課題であり対処されたい。

また、要支援者名簿やその避難支援体制については、防災関係機関と情報共有を図る必要がある。

災害発生時に全国でも課題となっている避難時のペット対策については、先進事例の実態調査などで先述の4の(2)で掲げた課題を明らかにするとともに、関係機関や住民会(自主防災組織)と事前に検討して、災害時の対応について理解を深めることが必要である。

また、大規模災害時に支援をいただく災害ボランティアの対応については、主体は社会福祉協議会と思われるが、本町は昨今、大きな災害時の避難経験がないため、ボランティアの被災者ニーズの掘り起こしや、支援を希望する避難住民への支援活動に結びつけるボランティアコーディネーターの研修や育成が大きな課題であり、関係機関と検討されたい。

新たな課題である新型コロナウイルス感染症に端を発した感染症対策については、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル(令和2

年５月）による訓練や検証を行い、４の（３）（４）（５）（６）で掲げた課題の解消に努められたい。

いずれにしても、本町は避難所運営の経験値が少ないので、いつ発生するか分からない災害に備えるため、住民会（自主防災組織）と協働で避難所運営訓練を実施して諸課題を洗い出し、防災関係機関とも十分に協議して、解消されて避難所運営に努められたい。

我が町は、活火山十勝岳を有しており、過去の活動周期がおおよそ３０から４０年周期で、昭和６３年の噴火以降、再び火山活動が起きる懸念も心配されている。火山災害は一旦発生すると長期化する恐れもあり、避難所などでの様々な事象に対応が求められる。

また、火山噴火による大規模な災害はもとより、近年各地で甚大な被害をもたらすゲリラ的豪雨や未曾有の台風などによる大雨洪水災害などにも、町として準備をしなければいけない。大雨による災害は時間との戦いでもあり、過去の災害を教訓にして、河道などからの洪水の予測やインフラ整備による舗装されたことで、新たに水の集まる地域なども考慮することが必要である。

災害が発生した時に最も大切なことは、正しい情報が迅速に必要な住民に届き、安全に避難が行われて、全ての被災者が無事に避難所に行くことであるので、災害が起きてから対応するのではなく、平時の時に防災機関のみならず行政も住民も災害に対する準備を怠らず備えて、「災害が発生した時には一人の犠牲者も出さない」といった準備と対応が必要である。

なお、調査資料については、後で御高覧をいただきたいと思います。

以上申し上げまして、所管事務調査報告書とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村上和子君） 次に、厚生文教常任委員長、中澤良隆君。

○厚生文教常任委員長（中澤良隆君） ただいま上程されました厚生文教常任委員会所管事務調査の結果を御報告申し上げます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第７５条の規定により閉会中の調査事件として申出した次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第７７条の規定により報告する。

令和２年１２月７日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名。

１、上富良野町子どもセンターの現況と事業内容等について。

調査の経過。

本委員会は、令和２年１０月２６日に委員会を開催し、「上富良野町子どもセンター」の現況と事業内容についての視察調査を行うことを決定し、１１月９日に調査を実施し、子どもセンターの現況と事業内容、利用の実態などを保健福祉課の担当者から説明を受け、本委員会としての調査を終えた。

１、上富良野町子どもセンターの現況と事業内容等について。

昭和４８年１２月に、老人及び身体障害者の活動拠点として、上富良野町老人身障者センターが新築された。その後、施設の目的変更が行われ、平成１７年４月１日より、上富良野町子どもセンターとして運営が開始され、センター内には母子通園センター、子育て支援センターとしての機能がおかれていたが、平成１８年には母子通園センターを発達支援センターに名称を変更し、今日に至っている。

また、施設内には、ファミリー・サポート・センター、高齢者事業団の事務所がおかれているほか、ＮＰＯ法人たんぽぽの会が、毎週日曜日に託老事業を実施し、それぞれの目的に沿った活動を行っている。

次に、子どもセンターの構造や面積等は、以下のとおりである。

建物の構造、補強コンクリートブロック造一部鉄骨造、平家建て。建物の面積、総面積９３６．０平方メートル。

内訳、発達支援センター、２６５．７平方メートル、以下、括弧については省略させていただきます。

子育て支援センター、２９９．２平方メートル。

ファミリー・サポート・センター、２２．５平方メートル。

高齢者事業団、３９．８平方メートル。

共用部分、３０８．８平方メートル。

（１）発達支援センターの活動内容等。

現在の発達支援センターは、平成４年４月から泉栄防災センターで母子通園センターとして、発達支援事業の運営が進められてきていたが、利用者の増加等により施設が狭隘化したため、平成１７年４からは、老人身障者センターに機能が移された。また、平成１８年には、母子通園センターを発達支援センターに名称を改め、子どもセンター内で発達支援事業が行われてきている。

発達支援センターは、発達に後れがあると思われ

る就学前児童と親と一緒に通園する場所で、子どもが健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性において、将来、日常生活や社会生活が円滑に営めるよう乳幼児期の療育支援を行うことが目的となっている。

なお、発達支援センターの事業概要等については、以下の別表1「発達支援センター事業所の概要等」を参照ください。

なお、別表1の朗読については省略をさせていただきます。

(2) 子育て支援センターの活動内容等。

子育て支援センターは、就学前児童・妊産婦・その家族を対象に交流の場を提供し、子育てを支援している。親子で遊ぶ事業のほか、育児相談、自由に遊ぶ「なかよしサロン」などが開設されている。

また、センター内においては、地域子育て支援拠点事業にも取組、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤独感や負担感の解消を図ってきている。なお、子育て支援センターの事業概要等については、以下の別表2「子育て支援センターの事業概要等」を参照ください。

なお、別表2については、省略をさせていただきます。

(3) その他の利用団体等の実態。

① ファミリー・サポート・センター。

上富良野町と中富良野町の両町で、ファミリー・サポート・センター基本事業等を、「NPO法人子どもサポートふらの」に委託し、様々な子育てに関するサポート事業が行われている。

現在、会員数は203名で、その内訳は提供会員21名、依頼会員115名、両方会員67名となっている。保育園や習い事の送迎、休日・夜間の預かりなどのサポートを実施している。

② 高齢者事業団。

平成元年、高齢者事業団が会員56名をもって発足し、事務局は老人身障者センターにおかれた。現在、会員41名で活動が継続されている。

③ NPO法人たんぽぽの会。

平成14年、福祉ボランティア会員6名が、上富良野たんぽぽの会を設立し、平成15年、NPO法人の認可を受けた。老人身障者センター内で、平成15年から、託老所を開設し、現在も日曜日に託老所事業を行っている。

総論(まとめ)。

今回の子どもセンターの現況と事業内容についての調査で、発達支援センターにおいては、発達が気になる就学前児童に対し、一人一人の特性に向き合い、熱心な指導の様子を見て、改めて早期療育の必要性を認識することができた。

子育て支援センターでは、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導や、子育てサークル等への育成・支援が行われてきており、地域の子育て支援の拠点として十分な機能が発揮されていた。

また、少子化の進行、核家族化の進行、女性の社会進出などにより、子育ての環境が大きく変化し、地域で子どもたちを育む基盤として様々な事業に取り組んでおり、上富良野町の子育て環境の振興に大きく貢献していることを確認することができた。

以上で、厚生文教常任委員会所管事務調査の報告といたします。

○議長(村上和子君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって報告第3号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長(村上和子君) 日程第8 報告第4号専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年8月7日、午後4時30分頃、上富良野町中央共同墓地で発生した強風被害による風で倒れた木の伐採の作業中、切断した木が落下し、灯籠を破損させたものであります。

この事故につきましては、町が管理する墓地の管理業務における事故のため、町が修理費用を支払うことで9月22日示談が成立し、同日付で専決処分を行ったものであります。

このような事故が発生したことに対しまして、深く反省するとともにおわび申し上げます。今後、このような事故が発生しないよう万全を期してまいります。

以下、朗読をもって報告とさせていただきます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月22日。

上富良野町長、向山富夫。

1、和解の相手方、2、和解の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上、報告第4号専決処分の報告についての説明といたします。

御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきまして御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、令和2年9月8日火曜日、午後1時15分頃、保健福祉課会計年度任用職員が訪問のため公用車を運転中、道を間違えたため車をバックし方向転換した際に、公用車の後部が車庫前に停車していた車両の左前方バンパーに接触したものであります。

この接触事故の処理に当たりましては、公用車側が後方確認を怠ったことが主因でありますことから、過失割合を当方100%で示談が成立し、16万8,600円を損害賠償することで、令和2年9月24日に専決処分を行ったところであります。

なお、相手方の車両に乗車している方はいなく、職員もけがなく、当方の公用車につきましては修理箇所はございませんでした。

職員に対しましては、運転について注意喚起をしたところであり、今後はさらなる再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故発生につきまして、深くおわび申し上げます。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月24日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第5号専決処分の報告についての御説明といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について（南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R1国債）請負契約の変更にについて）、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました専決処分に関する報告第6号（南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R1国債）請負契約の変更にについて）の経過報告をいたします。

本工事は、令和2年2月4日に議決を賜り、工期を令和3年1月29日までとし、株式会社アラタ工業により施工をしたところ、現場不符号があったことから、設計変更を行ったものであります。

設計変更の主な要因としましては、1点目としまして、護岸ブロックにおきまして調査委託時より地形の変化が生じ、設計以上での箇所での洗掘等が発生したことから、護岸ブロック敷設面積が増えたことにより増額となったところであります。

2点目としましては、敷設護岸ブロックの敷設替えを予定しておりましたが、損傷が著しく、再使用できないブロックを小割りして、袋型根固め工の中詰め材として再利用を行ったことから減額となった

ことであります。

3点目に、現地で発生したコンクリート廃材や吸出し防止剤などは、産業廃棄物として処分したため増額となったことであります。

以上、変更要因3点につきまして、北海道防衛局と協議を終了したことから、令和2年11月2日に専決処分により、119万9,000円を増額する契約変更を行ったものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R1国債)請負契約の変更について。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R1国債)請負契約の締結(令和2年2月4日議決を経た議案第2号に係るもの)を次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月2日。

上富良野町長、向山富夫。

記。

変更する事項、契約金額。

変更前、9,532万6,000円。

変更後、9,652万5,000円。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって報告第6号専決処分の報告について(南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R1国債)請負契約の変更について)を終わります。

◎日程第11 認定第1号

◎日程第12 認定第2号

○議長(村上和子君) 日程第11 認定第1号令和2年第3回定例会で付託されました議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 認定第2号令和2年第3回定例会で付託されました議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題

といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡本康裕君。

○決算特別委員長(岡本康裕君) ただいま上程いただきました認定第1号令和2年第3回定例会付託議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和2年第3回定例会議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について、決算特別委員会審査報告書の朗読をもって報告申し上げます。

決算特別委員会審査報告書。

令和2年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和2年10月8日。

上富良野町議長、村上和子様。

決算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

付託事件名。

議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、令和2年10月6日、7日、8日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上で、各分科会から審査意見を求め、それをもとに全体で審査意見書を作成し理事者へ提出、理事者の所信をただし表決した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに別記「令和2年度(平成31年度会計)上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善、または対応して予算執行に当たられたい。

なお、裏面の令和2年度(平成31年度会計決算)上富良野町決算特別委員会審査意見書については、御高覧いただいているものとして省略させていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、10時45分といたしたいと思います。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第13 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) おはようございます。

世界的に新型コロナウイルスの感染拡大は止まりません。昨日夕方現在、世界では感染者数は7,222万1,634人となり、内死者数は161万2,014人。日本国内では、感染者数が17万9,653人、内死者数は2,585人。なお、北海道においても感染者数が1万1,460人となり、当町の人口1万500人を上回り、死者数においては330人となりました。お亡くなりになられました方々の御冥福を心からお祈りするとともに、自身の生命が危機にさらされるような過酷な状況下で

献身的な努力をされている医療従事者の方々、そして医療をはじめ国民の健康と生活を支えてくださっている多くの関係者の皆様に、最大限の敬意と感謝を表します。そして全ての皆様が、安心して笑顔で暮らせる日々が戻ってくることを心よりお祈り申し上げます。

そして向山町長、3期12年間、大変お疲れさまでした。活火山十勝岳を抱える我が町においては、いつ起こるか分からない災害を想定したとき、町長の職責においては、片時も休まることはなかったと考えます。本日、これまでの間時間にすると、実に10万4,880時間であります。この10万時間とは、例えると二十歳から定年となる60歳まで40年間会社員として勤めた場合、1日の拘束時間を10時間として年間250日働き、それを40年間続ける時間と同じです。

日々緊張感の中、向山町長は、この10万時間を任期の12年でお使いになりました。この後、まだ残り10日間、引き続き240時間町政に全力でお取り組みいただいた後は、ぜひゆっくりとお休みいただきたいと思います。そして今や人生100までと言われております。今後は、これまでの間支えてくださった御家族の皆様や友人の皆様との楽しい自由な時間をお過ごしいただければと思います。これまでの間、本当にお疲れでした。そして私自身5年間、大変お世話になり、誠にありがとうございます。

それでは、さきに通告しております2項目、4点について、向山町長にお伺いいたします。

まず1項目め、結婚新生活支援事業について。

2019年度の出生数は86万5,234人と過去最少を更新しました。少子化は、今後さらに加速するとみられており、国立社会保障・人口問題研究所の調査では、18歳から34歳の男女の多くが結婚の障害として、資金や住宅の問題を挙げております。国では、婚姻数減少の背景に若者の経済事情があり、それが少子化につながっていると分析しております。

菅首相は、内閣の基本方針に少子化対策の強化を掲げており、来年度から現在の結婚支援制度の支援を拡充し、上限額を30万円から60万円に倍増する方針であります。この新婚夫婦への支援事業は2015年度に始まり、本年7月10日現在、千葉市や神戸市など281市町村で実施されており、北海道では真狩村などが既に導入しております。

来年度からは対象となる年収、年齢ともに緩和され、これまで34歳以下で、世帯収入480万円未満が条件でありましたが、婚姻日の年齢がいずれも39歳以下で、世帯年収が540万円未満であれ

ば、新居購入費や家賃、引っ越し費用などを補助する考えで、費用はこれまで国と事業を実施する自治体で折半をしておりましたが、国の負担を3分の2に引き上げるとしているものであります。

同制度は、実施している自治体が少ないですが、利用実態の有無は別として、来年度から支援の拡充が行われるこのタイミングで、国費を一部活用できる制度として、また、少子化対策、定住移住促進策の観点からも若い人を呼び込む力になる可能性も考えられることから、当町においても早急に制度設計の検討をすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、2項目め、十勝岳ジオパーク構想についてお伺いいたします。

美瑛町・上富良野町で推進する「十勝岳ジオパーク(美瑛・上富良野エリア)」構想は、本年度で事業開始から丸5年が経過し、6年目を迎えます。十勝岳ジオパーク推進協議会は、平成29年度、日本ジオパークネットワーク正会員新規加盟認定審査へ申請し、日本ジオパーク委員会による書類、プレゼンテーション、現地の各審査を受け、最終結果については9月27日の第31回日本ジオパーク委員会にて審議され、残念ながら認定の見送りという結果になりました。

その後、指摘事項の課題解決を図り、平成31年度の再申請を目指しましたが、専門員の不在、ジオガイドの不在、拠点施設が未整備などの理由から、申請を見送り今日に至っております。

そこで以下3点について、町長にお伺いいたします。

1点目、平成29年9月27日に認定見送りの結果を受けた後、この間、3年が経過しています。本年4月の申請においても条件が整わなかったとし、申請を見送ってきましたが、これまでの指摘事項に対する取組と現状はどのようなになっているのかお伺いいたします。

2点目、令和2年度はコロナ禍で、なかなか諸活動ができなかったと察しますが、本年度、これまでの間に実施された事業や活動内容に関してお伺いいたします。

3点目、次年度の認定申請の可能性などについて、推進協議会の中ではどのような判断が現在なされているのか、現状と可能性についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭、私に対しまして大変温かいねぎらい

の言葉を賜りましたこと、この場からも厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

まず1項目めの結婚新生活支援事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、少子化対策の一環として実施されており、夫婦ともに婚姻届出日における年齢が34歳以下で、かつ世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、住宅取得、または賃貸費用、引っ越し費用に対し30万円を上限に補助する制度であり、財源は国が2分の1、市町村2分の1負担により推進しているものであります。

全国で取り組んでいる自治体は11月1日現在、289自治体でありまして、道内におきましては24市町村、うち上川管内では愛別町と当麻町と承知をしているところであります。

国では本事業の拡充案として、令和3年度から対象年齢を39歳以下、世帯所得は400万円未満、補助上限額は60万円に引き上げるとともに、さらに新規モデル事業案として、都道府県が推進事業の議論や将来への推進計画の提案について協議会を設置するとともに、モデル事業実施市町村が受給者に対して、家事・育児参画促進講座等への参加義務づけなど実施要件に基づき取り組んだ場合は、国の補助率を3分の2に引き上げる方向で検討されている段階にあると承知をしております。

本事業につきましては、これまで本町で検討を行った経過はございませんが、今後、新たな体制の中で本町における少子化や婚姻実態を踏まえた中で、事業化についての検討もあろうかと思われ、ここで私の考えを述べることにつきましては、差し控えさせていただきたいと判断しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの十勝岳ジオパーク構想に関する3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の指摘事項に対する取組経過についてお答えをさせていただきます。

平成29年の認定審査における指摘事項は、大きく3点と捉えております。指摘事項1点目の専門員体制についてであります。この間、専門員の確保に努めてきたところであり、本年度4月に、室戸世界ジオパークで専門員として十分な経験を積まれた専門員を職員として採用し、認定申請に向け精力的に取り組んでいるところであります。

指摘事項2点目のジオパークガイドの養成についてであります。年間十数回にわたる養成講座を受講し、現在7名が認定され、活動をしております。ジオパークガイドにつきましては、ジオ活動に大きく影響することから、引き続き増員を目指し、養成

に努めてまいります。

一方、ジオツアーの実績につきましては、ジオサポーターがガイド役となりまして、年間を通じてプレジオツアーを実施しており、美瑛町・上富良野町の住民はもとより、道内外からもツアーを経験していただいております。また、本年10月からは十勝岳ジオパーク推進協議会ホームページにおいて、コロナ時代に対応した家族単位、あるいは少人数のツアー募集も行っているところであります。

指摘事項3点目のジオパーク拠点施設の整備についてであります。前回拠点施設として位置づけておりました美瑛町郷土学館、上富良野町郷土館に加え、このたび新たに国土交通省の施設で、白銀地区にあります十勝岳火山砂防情報センターを十勝岳ジオパークの拠点施設として位置づけ、国土交通省と整備計画について協議を進めているところであります。

次に、2点目の令和2年度の取組についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定しておりました事業の多くが延期・中止になっておりますが、このような状況の中でも感染症対策を講じながら、でき得る限りの取組を展開しているところであります。新たな取組としましては、多様な情報を広く発信できる十勝岳ジオパーク推進協議会専門のホームページを本年4月から開設し、十勝岳ジオパークの見どころ、ガイドの活動、講座の案内など様々な情報発信を行っており、多くの閲覧をいただいているところであります。

また、本年度、新たに取り組みましたフォトコンテスト等にも活用がされたところであります。

さらにオリジナルグッズの製作、ジオパークサポーター養成講座、ジオパークガイド養成講座、夏休み自由研究コンクール等の事業については、感染症対策を講じながら、予定どおり行うことができております。

次に、3点目の次年度の申請についての御質問ですが、1点目でお答えさせていただきましたように、指摘を受けました課題の大部分において改善が図られ、拠点施設についても充実整備のめどが立った判断できることから、次年度の新規認定申請を行う予定であり、協議会内で確認をし、準備を進めているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、1項目めの結婚新生活支援事業についてですが、町長の御答弁でもありましたとおり、新体制においてきつとこの後、当町の婚姻の実例等々の掌握を図り、検討されると思われるということです。今、うちの町は御存じのと

おり、年間大体約60組の成婚が平均的にはなされておまして、これはまた人口減少の中で一定程度、一定の水準を保っているということはすばらしいことですが、今回、総理大臣が替わりまして、菅さんの肝煎りの施策として、30万円から60万円の補助がなされて9月早々ですね、この案件が新聞等々でも取り出されまして、その後に民間の企業が若い20代・30代の男女にアンケート調査を行っております。

このコロナ禍で、今、若い方々の考え方というのは独りでいることに対する孤独感や将来に対する不安を非常に抱いており、また、誰かと一緒にいたいと思ったなどのアンケート結果から、例年よりも3割近い20代・30代の男女が、今、改めてこのコロナ禍で結婚というものを再認識しているという現状も一方でありますので、御答弁は要りませんので、ぜひ新体制にこういったデータをもとに当町でもぜひ検討いただけるように申し述べていただければとお願いし、次の2項目めの質問に移らせていただきます。

ジオパークに関しては、私が議員になりました平成27年から5年間同時進行で並行し、進んできておりますので、どうも他人事とは思えず、気にかかってしょうがないため、これまでの間、本日を含め約5回質問をさせていただいております。残念ながら加盟認定申請がなされなかった29年以降、それぞれ体制を整い、諸課題を整備し、現在、かなりなところまではいっているということでお聞きしておりますが、12月4日に伊豆のジオパークの専門員の方が、女性の新名さんという方だと思われませんが、当町を訪れて、また、ジオの推進協議会等々にもこれまでの経過や、現在の準備の状況等々とも見定めていただいて、新名さん、どのような現状を分析し町長に伝えたのか、確認させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員のジオパークについての御質問にお答えをさせていただきます。

この間5年間経過してまいりましたが、私、スタートからずっと関わっておりまして、やはり今考えますと、どちらかというと率直に申し上げて、まだ煮え切らないうちに申請をしたのかなと、ある程度経験を積んだ事業者の方に、あまりにも頼っていたのかなという反省はございます。29年、28年、第1回目の申請のときに指摘をいただいたことについては、ある種納得してしまったというぐらいに、私としてはなるほどということで、指摘事項を自分のこととして受け取りました。

さきにお答えさせていただきましたように、この間、3点の指摘されたことに対して一つ一つ確実に

クリアしてきたという、逆に今度、自信にもつながりまして、明年度の申請に向けて最終調整をしておりますが、先日見えた先生、伊豆の先生方ともお話をさせていただきましたけれども、率直な意見交換の中では、非常にほぼ合格点というような彼女の評価はいただいたのかなと。

むしろ専門員の取組等については、この十勝岳ジオパークに勉強させていただきたいぐらいだという評価をいただきましたので、それと一つ大きな点でありました拠点施設の整備につきましても国土交通省が、非常に積極的に協力体制を示してくれまして、これも私も現地も見ておりますけれども、立派な拠点としての機能を持つことができるということを感じておりますので、今度は確実に認定に向けた足取りができたというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 力強いとまで言わなくても、感触は得たということで、前回、お見えいただいた新名先生は、当町に新しく専門員として従事いただいている中村氏に対して世界の中村ということで、この方はすばらしいということを本人がおっしゃっていたという点、後に耳にしましたので、そういった形で体制は一定程度合格ラインまで来ているという認識を今、御報告いただきました。

そこで我々、この27年から令和元年までの間、決算ベースで申し上げますと、こちら5,043万4,653円という人件費以外の諸経費がこれまでの5年間で支出されておまして、1度目は29年間、町長もおっしゃったとおり、準備が足りなかったということでしたけれども、町民、また関係機関各位、そして協議会のメンバーの一部からも3度目はないからなという声が結構聞かれています。ボトムアップという基本的な考えのもと、町民、また全ての人々の周知とかという部分で現在気になることは、ジオパーク関連グッズとかも様々に手広くなりまして、みかけはいるのですけれども、本当に町民の方々隅々に周知、現在されているという認識ですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員のジオパークの関連に関しましてお答えさせていただきますが、私もこのジオパーク構想に着手して以来、一番の最大の眼目は経済振興や教育振興につながることは究極の目標でございますけれども、やはり地域の皆さんが、この思いを共有していただくということが根底になれば、最終的な成果に結びつかないという

ことは強く意識しておりました。

そういう意味でこの取組については、やはりしっかりと両町の町民の皆さんが思いを共有できるような、これはずっとエンドレスで、エンドレスというのはちょっと言いすぎかもしれませんが、まだまだ深く浸透するような地道な活動というふうになりがちですけれども、それでもいいと思いますので、ぜひさらに様々な手法、あるいは様々な対応の中でもっともっと浸透するように、努力していく必要は十分感じているところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） そうですね、町広報誌、後ろのほうでもジオに関しては、定期的に町民の方にリリースされているのは存じ上げております。

また、様々な協議会の方々、今年に関してはコロナ禍でイベント等々の中止が相次ぎワンステップ、イベント等々の実績がこの後の申請に影響があるのかというのも一つ気になるところなのですが、来年4月の申請に向けてほぼ機が熟して、点数も自己採点で合格ラインを超えているということですが、今年の活動実績などというのは、その審査に反映されるようなことはないのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、今年の活動実績等については、これはJGCのほうもこういうコロナ禍の中で活動ができないということは、これは全国共通のことでございますので、それについてのこの間の先生からのお話の中でも、そういったことは左右するような要因になるというふうなお話は伺っておりませんので、むしろこの認定、前回の反省もそうでしたけれども、認定後、認定が目的ではなくて認定後、しっかりと地域活動がされていく主体ができているかどうかということのほうが、重要かというふうに理解したところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは最後に、1件確認させていただきます。

この27年以降、当初、浜田町長と向山町長、2町をもって推進協議会が立ち上がり、活動をし続けてきましたが、美瑛のほうは選挙で新町長、角和町長がしっかりとそのバトンを引き継ぎ、現在も精力的に協議会の会長として日々尽力されていることは承知しております。向山町長もあと10日という任期になりまして、次の新しい町長にこのジオパークの推進事業というのを、もちろん当然ながら強く要望していただけたと思いますけれども、やはり両町

の思いが一つになり、そして4月の申請行為に至るということは必要不可欠ですので、最後に新町長、もちろん引き継ぎをお約束いただくことと、それから町民に対してジオパークのこれまでの間の思いのすべをお聞きいたしまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員のジオパークについての御質問にお答えをさせていただきます。

スタート当初から美瑛町につきましては、リーダーが交代したということで、しかし、私の思いは一貫して変わっておりませんで、新しい担い手の方に思いをお伝えしたりする中で、十分に御理解をいただきまして、さらにむしろ積極的に協力体制をつくっていただいたのかなど。美瑛の事務局体制にしても、白金の新たな拠点づくりについても、非常に深い御理解をいただいていたと。

両町でやっぱり一番、両町長同士で確認したのは、先ほど申し上げましたけれども、地元の活動がしっかりと根づくことだなということが改めて確認できましたので、それらの条件整備が一定程度整ったと理解できますので、新たな私どもの担い手についても引き継ぐ中で、しっかり思いを伝えてまいりたいと考えております。むしろ皆さん方も、ぜひ背中を押していただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告をしております2項目、6点について、農業委員会の会長に所信を伺いたいと思います。

家族経営協定の推進についてお伺いをいたします。

家族経営協定は、家族の中で十分な話し合いのもとで、仕事の役割分担や家事に対する評価、休暇の取り方、毎月の報酬を幾らにするかなど、仕事、生活のワーク・ライフ・バランスが協定書の中に明記されていることがポイントになると思われます。

協定書はつくるのが目的ではなく、取り決めたことをいかに実践するかであります。できることから中身をつくって始めていけば取り組みやすいと思われます。

第8次農業振興計画の中で、農業・農村を支える多様な担い手育成・確保の項目に「家族経営協定の締結促進を推進します。」とあります。そこで以下4点についてお伺いをいたします。

一つ、昨年度の締結件数3件、累計93件と承知をしておりますけれども、後継者がいて協定締結をしていない戸数は何件あるかをお伺いします。

二つ目、委員会として家族経営協定の周知はどのようにされているのかを伺います。

3点目、既に協定書が結ばれている中で、内容に変更があった場合や経営移譲があった場合、速やかに変更手続がされているのかをお伺いをいたします。

4点目、協定書締結に際して助言、締結に立会をされているのかをお伺いをいたします。

2項目め、農業者年金の普及、啓蒙について。

農業者年金は多くのメリットがあります。農業者年金は、自らが保険料を積み立てる積立方式であります。積み立てられた保険料は運用され、毎年の運用益により将来の年金額が決まる確定拠出型が採用されております。この確定拠出型の財政方式は、保険料を支払っている世代の人数や年金を受給している世代の人数変化による財政的な影響を受けないのが、少子高齢化の時代でも安心できる安定した制度であります。

保険料も月額2万円から最大6万7,000円まで、1,000円単位で自由に設定できます。また、若い人は要件を満たせば、国からの助成金も受けることができます。保険料は全額社会保険料の控除になります。

よく確定申告の頃になると耳にすることは、控除するものがなくて、所得税を多く支払ってしまったなどという言葉を聞きます。例えば、この年金掛金を二人が6万7,000円を12か月支払うとしたら、160万8,000円の分が社会保険料として控除になるわけであります。節税対策としてもぜひ推進していただきたいので、以下の2点についてお伺いをいたします。

1点目、現役世帯の中で加入可能な人、女性、後継者の未加入者はどれくらいいるのかをお伺いします。

2点目、委員会として年金の加入促進、啓蒙はどのようにされているのか、また、情報提供の方法についてお伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（井村昭次君） 4番中瀬議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、家族経営協定の推進に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

家族経営協定は、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人一人の役割、就業条件、就業環境について、家族みんなで話し合いながら取り決め、そして家族みんなで実行するものであり、必要に応じて見直しを行っていくものであります。

農業経営は、家族だからこそよい点たくさんありますが、一方で経営と生活の境目が明確でなく、労働力となる家族の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすくなるため、家族の約束事として経営方針の決定や就業条件等を規定することは、重要なことと認識しているところであります。

また、家族経営協定の制度上のメリットとして、認定農業者の共同申請、農業者年金の保険料に対する国庫補助、制度資金の融資などがあり、これまで農業改良普及センターなどと連携により進めてきたところであります。

まず1点目の後継者がいて、協定書締結していない戸数については、現在、14戸となっております。

次に、2点目の家族経営協定の周知については、農業委員会だより制度の趣旨と必要性について内容を記載し、周知を図っているところであり、また、未締結の世帯を対象にパンフレットなど資料配付するとともに、経営移譲年金の拡大加算の対象となる場合には、家族経営協定の必須となることから、事前に締結するようお知らせしているところであります。

次に、3点目の既に締結されている協定の内容に変更があった場合や経営移譲があった場合に、速やかに変更の手続がなされているかとの御質問ですが、後継者への経営移譲の相談を受けた際に、まず、経営協定書の見直しを行うよう説明し、その都度変更の手続を行っているところであります。

最後に、4点目の協定締結に際し、農業委員からの助言や締結の立会いについては、協定締結には必ず農業委員が立会人となることから、調印には地域の農業委員が立会い、協定書に押印するとともに立会人の立場から、協定内容の確認と必要な助言を行っているところであります。

引き続き経営移譲、家族構成員の変更があった場合など、家族皆が経営に参画し、女性農業者の地位の確立、後継者の自立応援など経営環境の改善を目指して、家族経営協定制度の普及・拡大を図ってまいりたいと考えております。

御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の農業者年金の普及、啓蒙に関する2点の質問にお答えさせていただきます。

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定、農業経営の若返りや規模の拡大を図り、農業経営の近代化に寄与することを目的として昭和46年に創設されました。しかし、被保険者数の減少などにより、受給者への支えができなくなったことから、制度の見直しが行われ、平成14年1月から新農業者年金

として再構築されたところであります。

この新農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で付加年金に加入しており、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも加入できる制度であります。自らが積み立てた保険料とその運用益によって、将来受け取る年金額が決まる積立方式が採用された制度であります。

まず、1点目の現役世帯の中で加入可能な人、女性、後継者の未加入者の人数についてであります。加入可能な60歳未満の人は115人、内、女性が69人、後継者の未加入者が7人となっております。

次に、2点目の年金加入促進、啓蒙についてであります。未加入の農家に対しましては農業委員会だよりによる年金制度の周知を図るほか、ふらの農協及び農業委員会事務局での相談・対応などを実施しているところであります。

また、3年に1度、ふらの農協と共同して年金相談会を開催しており、本年12月17日に開催する予定となっております。特に後継者のいる加入者に対しましては、経営移譲の実施時期制度の優位性について個別相談を行い、未加入後継者の加入促進を行っているところであります。今後におきましても、町をはじめ関係機関との協力を得ながら、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者年金制度の周知を図り、加入者の拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま答弁をいただきました。まず、お聞きしたいのは家族経営協定の関係について、お伺いをしたいと思います。

この協定につきましては、先ほど会長が答弁なされていたとおり、まさにそのとおりことであります。問題は、農業者が全員協定を結んでくれるような状態になれば、最高のことだと思いますけれども、いろいろな事情があつてなかなか全員ということではできなくなっているのかなと思いますけれども、そこで伺いをしたいのは、今、上富良野町の農業委員さんは13名であります。13名の農業委員さんが、この協定を結ばれていない農業委員さんはおられるのでしょうか、その点からお伺いをしたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 4番中瀬議員の質問にお答えいたします。

現在、農業委員さんにおいては、後継者のおられる農業委員さんについては、家族経営協定の締結をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 安心をしました。いわゆる農業委員さんが協定を結んでいないのに、ほかの農業者に対して協定書を結べということを推進するのは非常に困難だと思いますけれども、そういった点では後継者がいる方については、ほとんどの方が協定を結ばれているということで安心をいたしました。

その中で後継者がいて、いわゆる協定書を結んでいない人が14戸ということを答弁をいただきました。14戸という数字は、今、農家戸数がかなり減ってきている中、さらには農業後継者が少ない中で14戸というのは、結構大きな数字ではないかなというふうに捉えております。

私が言いたいのは、結婚をされる時に後継者がその家の中でどのような位置にいるか、自分の役割はどうかということ、その家族の中できちっと位置づけがされていれば問題はないわけですが、そういったことは言葉では言っても書類、いわゆるこういった協定書の中にきちっと位置づけがされていれば、その人も、その後継者もその認識を持って営農に励めるのだと思います。

私は一番危惧しているのは、今後、結婚される後継者が農業委員会でもやっていますけれども、アグリパートナーの関係で婚活をやる場合、それから農協さんが主体となっているそういった婚活をする場合、婚活をして、そしてそのときに女性とマッチングする前の段階で自分の経営の中身、自分の今経営の中で家族の役割分担、それから報酬、そういったものがきちっと示されていれば、自信を持って自分の家の経営の中身とか、それから報酬はこれぐらいあるのだということを言えると思います。

ですけれども、それがきちっと決められていなければ、私もたまたま当時農業委員やっていたときのアグリパートナーの最後の女性のアンケートの中に、こういうのがありました。農業青年と話をしたときにどういった形で、私は結婚したら、どういう立ち位置になるのですか、給料はどうなるのですかと聞かれたときに、別に特別決めていないから、お金が足らなくなったら親からもらうのだというようなことを言った方がおられるらしい。

女性にしてみれば、最近は農家からいわゆる後継者のところに結婚するような人はほとんどいません。ほとんどの方は就職して、仕事を持っていて、

そして職業は別として農家の後継者のところに来るわけですが、その時に安心して来れる、そういうような言葉をきちっとかけられなければ、なかなか不安で決断ができないということになると思います。ですからこれらの今、協定書を結んでいない方に対しては、できるだけ農業委員会として推進をしていただいて、一人でも多くの方が協定書を結ぶようなことをしていただきたいと思っておりますけれども、この一遍に14人がということはかなり難しいことだと思いますけれども、これらを推進する方法としてどのような考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 4 番中瀬議員の再質問にお答えいたします。

ただいま中瀬議員のほうからありましたとおり、家族経営協定の締結については、大変重要なことと認識しているところでございます。

現在、未締結の14名の中につきましては、まだ、親元就農で学生さんの方もいらっしゃいますし、今後、結婚、あるいは経営移譲受けるというようなタイミングも見計らいまして、個別に未締結の方についてはパンフレット等の御案内も差し上げていますところですし、そういうタイミングに合わせて家族経営協定の新規締結、あるいは中身を見直すということも進めていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ぜひそういう形で進めていただきたいのですが、このパンフレット等々でいわゆるそういった協定を結んでいない方に対して働きかけをするということですが、このパンフレット等々の配付はどなたが、どういう形でやっておられるのかお伺いします。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 中瀬議員の再質問にお答えいたします。

パンフレット等につきましては、農業委員会事務局において、郵送で直接お送りするという形をとっております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 事務局も大変だと思いますけれども、でき得れば農業委員会の中に今でも農政部会と農地関係と二つありますよね。そんな中で、

例えば農政部会の中での協議をしていただいて、地域のそういった後継者がいるところというのは、地域の方がよく把握しておりますから、そういった方を通じて、そして家族経営協定はこういうものだよと、ぜひとも協定を結んだほうがいろいろな面でプラスになりますよというようなことを進めていただいたらどうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 中瀬議員の再質問にお答えいたします。

中瀬議員おっしゃられるとおり、地域の各担当農業委員さんがいらっしゃいますことから、各地域において担当地区の農業委員さんのほうから、併せて家族経営協定の意義については説明いただきながら、加入推進のほうを図っていただきたいというふうに思っております。

また、農業委員会事務局においても他の農地の相談等に事務局にお越しに来られた際には、未締結の方につきましては、併せてお時間をいただいて説明・加入推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） できればそういう形でやっていただければと思います。

次に、先ほど家族経営協定が93戸ということと私は理解しておりましたけれども、これが平成30年の10月のときは96戸となっていたのですね、ですからこれは離農によって3戸減ったから、93ということで理解していいのですね。

それはそれでいいのですが、問題は、平成21年から平成25年の間が、これ急激に家族経営協定が多くなっています。21戸だったかな。これが非常に何ともいえない、増えた原因が、局長も御存じかもしれませんが、いわゆる農家のいろいろな資金対応のところでポイントがつくのです。そのポイントのために急遽、家族経営協定を結んだという形の方がおられるのです。だから、それが十分な話し合い、先ほど一番最初の答弁の中にありましたように、十分な協議の中で家族が、みんながきちっと話し合いをして協定書をつくったのであれば全然問題ない。

ところが私が知っている方も言っていましたけれども、とにかくポイント欲しいのだから、何とか適当につくってこうやって出したのだというような方がおられました。それも仕方ないのですけれども、

でもそういう形では本来の意味の協定書ではありませんので、いわゆる農業委員さんが立会いのもとにやるということでもありますので、そこら辺のところもいろいろと助言なりしていただいて、よりよい協定書になるように努めていただきたいなというふうに思っております。

それも私の農業委員の時代には、皆さんが調印式みたいなことをやったのですよね。だけれども、残念ながら今は個人情報のいろいろなことがあって、皆さんが集まってそういった協定書をつくったところに調印式とか、そういうことは難しいと思いますけれども、でき得ればそういった人たちに勉強会的なものを1年に1回でも、もしやればより知識が高まるのではないかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 中瀬議員の再質問にお答えいたします。

中瀬議員の過去において、そのようなことがあったかについては、ちょっと承知していませんでしたが、いずれにしても家族経営協定の今現在締結されている方々につきましても、その都度中身を見直しまして、項目を話し合っていたいて、新たに締結を変更していただくというようなこともしていますし、今後におきましては未締結の経営者の方につきましては、先ほど言いましたとおり、結婚、あるいは経営移譲というタイミングを見計らって、家族経営協定の締結のほうを進めてまいりたいと思いますし、新たに学習会・勉強会・研修会等のほうにも開催できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ぜひともそういった形をとっていただければと思います。

続きまして、農業者年金の関係であります。

農業者年金というのは、我々農業者というのは自営業でありますので、年金は国民年金が基本になっております。国民年金だけでは、将来老後の生活資金としては、非常に不安になる部分があると思います。私も当然のことながら国民年金、それから農業者年金をいただいております。

先ほど、会長から答弁ありましたが、新法・旧法あって、平成14年に新法に移行しております。旧法と新法が変わるときに、ある程度の農業者は、そのとき一時金をもらって、新法に移行しなかった方がおります。私は年金をもらうときに、

「失敗した、あのとき何で１００万円か１５０万円もらって機械買ってしまったのだと。年金のことを考えたら、それは絶対、あのときもう少しつないでおくべきだった」ということを反省している方がおります。それは後悔先に立たずで、どうしようもならないわけですが、私も農業者年金と国民年金をいただいております。

国民年金は、はっきり言ってこの金額では、老後の生活は安心して生活できません。先ほど言いましたけれども、農業者年金は少子化の時代になってもいわゆる自分の掛金ですから、自分の掛金が運用されて、それが最終的には自分に戻ってくるという形のもので、これは本当にありがたい制度だと。ですから、その辺のところの理解、ある程度皆さん知っていると思います。

ところが、月２万円の掛金をするのは皆さんが分かっている。ところが最大限６万７、０００円を掛けることはできて、さらにそれを１回自分の経営の中身を見て、また金額を落としたり増やしたりできるのです。そういうことの中身のある程度きちっと説明をしていただければ、最終的にもらうときにそれは自分に戻ってくるのです。ですから、年金の中身、自分の将来の老後のためにも本当に頑張って推進をしていただきたいのですよ。

ですから、まず、お聞きしたいのはとりあえず年金を受給する人に対しては、いろいろと農業委員会も農協も推進はしていただいておりますけれども、３年に１回、農協と年金相談会を開催しているということでもありますけれども、この３年に１回というのは何か意図があって３年なのかお伺いします。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 中瀬議員の再質問にお答えいたします。

ちょうど明日１２月１７日に、農協の３階で説明会を開催するということで御案内を差し上げている段取りになっております。今年度につきましては、対象者は６０歳から６４歳の年金の最低請求、いわゆる受給を可能になる年代の方々に併せて３年に１度御案内を差し上げて、希望者の方には終了後、個別相談も行っており、詳しく説明会を開いているというような段取りで開いているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

４番中瀬実君。

○４番（中瀬 実君） 農協との３年に１回の相談対応ということは分かりました。いわゆる年金のことに対して加入促進の方法として、その啓蒙についてはいわゆる農業委員会だより、農業委員会だより

を通じながらやっているようなことを先ほどお聞きしましたけれども、この農業委員会だよりだけではどうしても微妙に見る方と見ない方もいるかなという気もしておりますので、これまた先ほどのいわゆる家族経営協定と同じような部分で、地域には若い後継者、それから５０代前後の方、これは当然自分のためになることから、怒られることはないと思うのですよ。推進に行ったとしても。

ですから、農業委員さんに大変手間をかけることになるかもしれませんが、そういった方法で農業委員会だよりも、もちろん必要です。けれども、農業委員さんの立場上、そういうふうな形での推進体制をとることはどうなのかなというふうに思いますけれども、その辺またどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） 中瀬議員の再質問にお答えいたします。

農業委員会だより等での周知のみでは、普及推進のほうも足りないということでございますし、また、地域において各担当の農業委員さんについては、先ほどもお答えしましたとおり、家族経営協定の締結と合わせて未加入の農業者年金の加入者に対しましての推進のほうも、農業委員さんのほうからお願いしたいというふうに考えています。

また、農業委員会事務局に農地の賃貸、あるいは売買の相談に来られた際にも、併せて未加入の農業者年金の加入者の方がいらっしゃられた場合につきましても詳しく説明をさせていただいて、今後、加入推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

４番中瀬実君。

○４番（中瀬 実君） 年金のこと、それから先ほど申した家族経営協定の件も含めてですけれども、今後、農地の流動化の件に対しては農業委員会が、当然のことながら農地の番人としての仕事は、十分果たしていただかなければならないことだと思いますけれども、さらにこういった部分は将来のことを考えたとき、それから今の農業者のおかれる立場とか、そういったことでの協定の関係もそうですから、これら十分推進をしていただきたいなというふうに思っております。

最後に会長、会長先頭になってこういうこと推進していきたいという意気込みあれば教えていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（井村昭次君） 先ほどからの中瀬議員がいろいろと指摘されまして、勉強になった

部分もあります。

家族経営協定にしても農業者年金についても、これから促進をしてまいりたいと思っています。また、家族経営協定については、今まで制度的なことがあって、どうしても先ほど言われたポイントのためにということが個々ありました。だけれども、一応組んでもらう制度的なことがあっても事務局には来ますので、そこで再度確認を、家族経営協定とはどういうものかと説明していますので、その中で含めながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 少し早いようでございますが、ここで昼食休憩といたします。

再開は13時でございます。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります2項目、5点についてお伺いいたします。

不登校児童・生徒に、よりよい教育環境の機会を。

不登校児童・生徒の人数が、平成28年全国で14万4,000人となっております。これは社会問題となるほどの人数であります。町において、不登校児童・生徒は、平成28年から令和元年までの61人のうち、中学3年生は18人となっています。

義務教育の中で原因となる問題点は、不登校により教育の機会が失われるため、個人の損失となることであり、これが社会的な大きな問題ともなっています。

このことから文部科学省は、28年12月末「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を公布するに至っております。一般的には、教育機会確保法と言われている。その中で、不登校の児童・生徒の立場に立った状況に応じた支援、学校の集団生活に関する心理的負担等の理由により、就学が困難である不登校児童・生徒への教育機会の確保や夜間、その他特別な時間での就学の機会の提供、普通教育に相当する教育の機会の確保及び義務教育を十分に受けていない者への支援を行うべきとしています。

1、このような中で、町における教育環境の充実はもとより、不登校の児童・生徒がそれぞれ持つ要因に対しての対応をどのようにとられてきたのか。

また、上記の法の下で対応に対して、どのような変化が必要と考えるかをお伺いいたします。

2、フリースクールを示すような学校、夜間中学についての法的記述がありますけれども、これに対して町が行うべき不登校児童・生徒及び保護者に対し、情報の提供、助言、その他支援の措置を講ずるべきとしていますけれども、フリースクール、夜間中学についてはどのように考えるかお伺いいたします。

3として、不登校者で教育を十分に受けていない人が、普通卒業者と同等以上の学力の修得を希望する人に教材の提供(通信の方法などを含む)に必要な措置を講ずるように努めるものとされているが、支援に応ずることは現状可能なかどうかをお伺いいたします。

2項目めとして、コロナ禍におけるスクールカウンセラーの重要性についてお伺いいたします。

教育委員会において、全国では3万6,604校、351万件のカウンセリングが行われています。今年度より我が町においては、専任のスクールカウンセラーが配置されております。コロナ禍における新学期からの長い休暇など、経験したことのない教育環境下での児童・生徒のみならず、教師、保護者の不安も大きなものであったと思われ、心強いカウンセリングに安心した児童・生徒も多かったのではと思われます。

1、今後もコロナ禍からは、簡単には逃れられないと思われます。今後もカウンセリングはより重要になると思われ、スクールカウンセラーと学校、教師、保護者とのチーム学校体制の中、相互の関係をどのように増強していくかをお伺いします。

2として、スクールカウンセラーの重点配置をすることを考えているのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの不登校児童・生徒の教育環境に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の不登校の児童・生徒、それぞれが持つ要因に対しての対応ですが、不登校は何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由によるものを除いたものと定義されております。

本町における不登校児童・生徒の数は、令和2年3月末現在、児童1名・生徒15名となっており、こうした児童・生徒の学習時間の確保が課題となっ

ているところです。

平成29年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念では、第1に、全ての児童・生徒が安心して教育を受けられる学校づくりで、さらに個々の多様な状況などに応じた教育を受ける機会が確保されるよう支援することとされております。

町におきましては、平成31年4月から臨床心理士を採用し、常勤のスクールカウンセラーとして小・中学校はもとより、町内のこども園や子どもセンターに定期的に訪問し、子どもたちの育ちをトータルでサポートし、課題が生じたときには臨時的な対応も図っているところであります。

不登校の背景には、子ども自身の特性だけではなく、その家庭環境や生育歴が大きく影響しており、その理解には一定の時間を要するとともに、さらに子どもたちや保護者との信頼関係を築き、目に見える支援に至るまでには長い期間が必要であります。各学校においては担任だけでなく、学年団や特別支援の教師、養護教諭などチームで対応し、保健室や相談室など校内の居場所づくりにも努め、スクールカウンセラーは生徒が安心できる学校以外の場においても支援を行っており、また、不登校の問題を抱える保護者会に対する情報提供やスクールカウンセラーによる研修の機会を提供するなど、保護者の支援にも取り組んでいるところであります。この教育機会確保法は、義務教育を十分に受けることのできなかった未就学者、不登校児童・生徒、外国籍の方に教育の機会を確保するための施策に関し、基本指針が定められ、夜間中学等の設置・充実に向けた国や地方公共団体の責務が示されているものであり、また、初めて不登校児童・生徒の休養の必要性が明記され、安心して教育を受けられる学校づくりと同時に、多様な教育機会の確保の必要性が示されたものでもあります。

教育委員会といたしましては、この基本指針に基づいて、不登校対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の不登校児童・生徒及び保護者に対する情報提供、助言、その他支援への講ずるべきことについてですが、教育機会確保法の第13条に国及び地方公共団体は、不登校児童・生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、当該児童・生徒の休養の必要性を踏まえ、状況に応じた学習活動は行われるよう必要な情報の提供、助言、その他支援を行うために、必要な措置を講じるものとされております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること

や、多様な学習活動の実情を踏まえた中で、個々の不登校児童・生徒に応じて児童・生徒の意思を十分に尊重し、必要以上に児童・生徒や保護者を追い詰めることのないよう、配慮することが重要と考えており、情報共有の場として教育委員会・学校・スクールカウンセラー・保護者会など関係団体が綿密に連携しながら、児童・生徒個々に寄り添った支援を行っているところであります。

また、フリースクールや夜間中学校についてですが、国の基本指針では、全ての都道府県に少なくとも一つの公立の夜間中学区設置を目標としております。現在、道内に公立の夜間中学はありませんが、札幌市において設置に向けた動きがありますので、希望される方には情報提供をしてみたいと考えております。

また、フリースクールにつきましては、不登校やひきこもりをはじめ様々な事情を抱えるたくさん子どもたちを受け入れ、学びの場を提供しているところであり、NPO法人やボランティア団体により民間の教育機関として運営されております。こうした学びの場に不登校児童・生徒が、保護者との話し合いのもとに通うことは有益なものと考えており、引き続き情報提供に努めてまいります。

次に、3点目の不登校者で教育を十分に受けていない人で、普通卒業者と同等以上の学力の修得を希望する人への教材の提供等についてですが、中学校を卒業する生徒に対しては、不登校かどうかに関わらず進路指導をしっかりと対応し、卒業後の学習機会を確保した上で卒業を迎えております。中学校の教科書や教材はもちろんですが、不登校生徒には家庭で学習できるようプリントなども定期的に配付されておりますし、インターネットを活用した学習としてeラーニングのIDとパスワードを全児童・生徒に配付しております。

さらにコロナ禍の臨時休校を契機に、学習保障の観点から、様々な学習コンテンツが配信され、通信による学習環境は向上しておりますが、小・中学校の授業配信などについては、今後、検討すべき課題であると認識しているところです。

次に、2項目めのコロナ禍におけるスクールカウンセラーの重要性に関する2点の御質問ですが、関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

議員御質問にあるコロナ禍に限らず、スクールカウンセラーとの連携体制は極めて重要なことと受け止めており、本町においては昨年の臨床心理士の採用に当たっては、その必要性や有効活用、連携体制、配置箇所についてあらかじめ所属を超えて協議・検討し、校内での情報共有や教員との連携が円

滑に進むよう、中学校に配置した経過にあります。

また、定期的な保健福祉部との情報共有や小学校・こども園・子どもセンターへの訪問により、関係機関との連携が強化されるとともに、就学相談や教育相談により保護者との信頼関係が構築されております。

さらに、臨床心理士の専門性をもとに新たな取組の提案や助言により、教職員からの信頼が高まるとともに、教職員のスキルアップも図られているところであります。

スクールカウンセラーの配置は、北海道教育委員会から週1日程度、または年間120時間程度の非常勤配置が一般的な状態ではありますが、町といたしましては、その役割の重要性から常勤配置とし、重点的に取り組んでいるところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 当然、今までも積極的な指導・支援は行われてきたと思うのですが、現在というか、今年の春までというふうに言ったらいいのかもしれないのですが、その中で学校に来られないまま卒業生として卒業していった過去の就学年齢を超えてしまったような人たちを含めて、学習の機会のないまま社会に出てしまったという人たちもいるだろうと思うのですが、その人たちの当時、当時という言い方したらおかしいのかもしれないのですが、その現状というか、そういうものをどのように今になって見ているか、教えてほしいというふうに思うのですが。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ちょっと質問の意味が分からなかったのかなと思うのですが、今までも教育というのはずっと続いてきているわけで、その中でこういう状況、不登校の状況というのが続いてきていて、我々も聞いてはいる。そしてまた、いろいろな人たちからこういうことが、実際に今の現状の学校の中で起きているというのを聞きながら来ていたわけですが、現在、こういう法律ができて、僕もなぜこの質問に至ったかというところには、二つの観点があります。

というのは自分自身、6年か7年前だったと思うのですが、不登校になった男の子から、大人が我々の居づらさをつくっているという言い方をされたことがあるのですね、学校でのね。

それと、この間、議会懇談会のときに言われたことは、「フリースクールのような自由に勉強できる学校があったらいいよね」みたいな話をされたのですね。そこからひもといていくと、結局、現状はこ

うだけれども、過去どうだったのかということも当然必要だと思って、もちろん今までやってきた教育が不十分だったとか、それに沿わなかったとかいろいろな問題、それまでに教育環境が今ここへ来てこのような法律ができ、我々も気づくことができるような状況になりましたけれども、そういうことがなかったがゆえに起きてきている問題として捉えているために、今、こういう質問をしているのですけれども。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の不登校の歴史等に関して御質問いただいたのかなということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、不登校という言葉になったのは最近の話であります。その前は登校拒否、その前は学校恐怖症、その前は怠学というようなことで、社会的背景の中で不登校の定義だとか、名称も変わってきました。そもそもが怠学というのは怠けるという部分で、学校恐怖症という「症」がつくということで病気だというようなことで、そういう歴史をたどりながら今日の不登校対策というのがとられています。その時代時代で不登校になる理由というのも、非常に変わってきているというのが一方では事実です。戦後すぐのうちは、要するに家で労働者として働かすために、学校へ行きたくても行けないという形で、不登校のお子さんがたくさんいたというのも事実です。

あと、経済成長の中でその部分が、アメリカから始まったわけなのですが、学校恐怖症という言葉で1950年だか60年ぐらいからそういう動きがありました。その後、戸塚ヨットスクールで御存じのとおり、皆さんも御存じかと思いますが、いわゆるフリースクールがその時代からありました。そしてスパルタ教育ということで、そういう名前が報道で多くされていた時代、そういうものを経過しながら、今、大きく一步変わったなというのは不登校、休養が必要であるというふうに、学校で子どもたちが何らかの理由で学校へ行きたくない、それを休養という言葉で初めて法的に位置づけというのが、今回の大きなもの。

あと、必ず学校に子どもたち、不登校の子どもは最終的には学校に戻らなければならないのだと定義していたものを、それ以外のところに全て社会が、その子どもたちを支えるという非常に難しいことなのだと思います。そういうものを学校だけでなく、フリースクールも夜間中学もいろいろな教育機関で、そういう機会を与えようというふうに今回の法律で定義がされたということで、それらに対しては非常に意味のあることだというふうに私自身も

思っていますし、教育委員会もそういうふうに進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） それで現実の問題として、そういうような子どもたちがこれから、もうこれ以上不登校とか言われるような、登校拒否とか言われるような児童・生徒を出さないために行うべき我々の仕事としては、その子たちに教育の環境のどのような教育環境を与えることが必要なかということが問われるのだと思うのですね。

それでお聞きしたいのですけれども、今現在、言われている適応指導教室というのがあるわけですが、これ括弧書きで教育支援センターなどを含むということなのかなと思うのですけれども、それらを実際に各町村で動いているところがあるのですけれども、そういうような学校に行けない子どもたちが逃げ場というか、隠れ家というか、今言われた休める場にもなるのかもしれないのですけれども、適応指導教室というのが表に出てきているのですけれども、それらをうちの町では取り入れることというのは不可能なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番高松議員の教育支援センターについての御質問にお答えしたいと思います。

別名、適応指導教室というふうに言われている部分もあるところですが、適応指導教室という言葉はなるべく使いたくないなと、いわゆる子どもを不適をしているというふうなことになりますので、教育支援センターということでお話をさせていただきたいと思います。

基本的に学校に来られないお子さん、不登校の子どもたち、児童・生徒に対してどういうふうに対応していくかということで、いわゆる居場所づくりをどうするかということだと思います。いわゆる休養して、休んでいて、居場所をどういうふうにつくっていくのだというのが大きな課題になるのかなと思っています。

僕も教育長になって8年目を迎えているのですけれども、その中でいろいろな対応をさせていただいております。一步も家から出たくないお子さんもいます。学習をちょっとしてみたいというお子さんもいます。公共施設へ行って遊びたいというお子さん、体動かしたい、それぐらいいろいろな多様な対応が不登校者に対しては必要なものです。

しっかりとカウンセリングをして、そういう状況を踏まえた中で活動する、対応していくというのが我々がしなければならないことだというふうに考えております。その一つとして、教育支援センターというのが必要なかなと、ただ、我が町の必ずしも少なくはないですけれども、一定数の不登校者はいますけれども、その対応としては、現在もやっているのですけれども、子どもがそういうふうに学習したいとかいう場合には、うちの学校アドバイザーを活用して、希望する週に1回か2回の学習指導、また、先ほども申し上げましたけれども、子どもが希望する場所でのカウンセリング、併せて遊びを一緒にするだとか、そういう対応もしております、すぐに教育支援センター的なものを、場所をつくるということではなく実質的、これと同じようなことをやって、お子さんの希望に添った形で対応を今のところさせていただいておりますので、そういうものをしっかりつくるというふうな考え方に、今のところは持ち合わせしていないところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 実際に幕別町とか芽室町では、そのようなものをおいて校長先生のリタイヤした人をお願いして、実際に行われているというようなことも聞いています。そういうことからしても上富でも、場所を新しくつくるとか何とかではなくても、今、言われている教育支援センターという言い方をすればいいのかもしれないのですけれども、それらの場所づくりをできないものかなというふうにも思いますし、これらをやはり状況として実際にあるわけですから、それらに対応していくだけのものをぜひ町も考えていってほしいというふうに思います。

次いで、今、実際にこの中でも聞いているのですけれども、就学年齢を過ぎてしまつて、結局、中学校の教育を受けることができなかったと。それらの人に学ぶ機会を与えるということで質問しているのですけれども、それらの財政的な措置というか、そういうものは国からは、例えば全然何というのですか、インターネット環境での通信云々とかいうことについても、財政措置はほとんどされていないというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 質問の内容、ちょっと違いますね。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 聞き方が悪かったということだと思うのですけれども、要するに15歳を過ぎると、ある意味、義務教育の就学年度というのは終

わるのだというふうに思うのですね。現状としては、それらの年齢でも本当にその後、例えばこの中でもありますけれども、年齢によって最終的な教育の場として与えられるとすれば、夜学校というか、そういうところに行くという年齢にも行くのかと思うのですけれども、それ前の就学に対しての一つの芽生えというか、そういうものができてきて勉強したいというふうに思ったときに、それらに対して国と同じように自治体もそれに財政措置を進めていかなければならないと思うのですけれども、それを国からのそういうような財政措置は町には示されてはいないのかどうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

不登校者が就学年齢過ぎたときに、どういう対応をとっている部分の御質問かと思えます。

まず義務教育、小・中学校を不登校で過ごしたからといって次の段階、いわゆる高校をどうするか、高校という場所もちゃんとステージとして与えられております。だからやる気が、学びたいという気持ちがあれば、今は幾らでも学べる場所はできてきているということです。

まず、そこ1点押さえていただいて、次に、夜間中学校をどうして必要なのだという部分ですけれども、先ほども回答させていただいたとおり、外国人がかなり多くなってきている。戦後の混乱期の方は、年齢的にも相当上になってしまっているから、そうではなくて、その次の段階での学校に行けなかった世代の方、何らかの事情で、そういう方のために夜間中学校が求められているということです。

最近、不登校で卒業された中学生が、高校という場所、学びたいなというふうに思ったときには、ちゃんと高校へ入学しています。そして気持ちが前に出ているということで、中学校の時は1度も学校に行けなかった子も高校へ行ってから、1日も休まず卒業されているという例もありますので、とにかく子どもたちが学びたいとか、そういう気持ちになってくれるように働きかけられることが、一番しなければならない我々の仕事だなというふうに認識しておりますので、また、高松議員が想定されているような方がいらっしゃいましたら、教育委員会のほうに教育相談という制度がありますので、ぜひ来ていただいて、いろいろな事情あると思いますので、個別に相談をさせていただきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 少しいはずれなことなのかと思いますけれども、では具体的なこと聞いていきたいと思うのですけれども、フリースクールに現状であつたらいいよねという話があつたのですけれども、それらの人で、今、何というのですか、フリースクールに、実際に不登校になられた方で通っているという人はいるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員のフリースクールに通っている児童についての御質問にお答えしたいと思います。

現在、私、掌握している段階では、フリースクールに通っているお子さんはいないということで聞いております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それらの人に、例えば行ってみたいということがあれば、教育委員会に申し出れば、その情報の提供は進めてもらえるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員のフリースクールの希望した場合についての御質問にお答えしたいと思います。

当然、情報の提供を状況によって、子どもたちに既にしていますし、行きいという部分があれば、それらに情報提供はしっかりとしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そうすると、保護者の人たちにもそのことについては、教育委員会としては知らせているというふうに思っているということですね。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

カウンセリング、要するに子どもの状況を見ながら、いろいろな情報提供しますので、端的に初めからフリースクールだよということでお話はしてなくて、それぞれのお子さんの特性だとか、その状況によってフリースクールがいいのか、何がいいのかということをしつかりと保護者を含めて御相談申し上げ

げて、そして子どもの希望が最大限かなうような形を進めたいというふうに考えておりますし、そのようにしているつもりでございます。

○議長（村上和子君） 3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） それで、このことについては次にも質問しているスクールカウンセラーとの関係も、これも重要なことなのかなと思ってはいますが、スクールカウンセラーの状況下で不登校とかいじめなどの未然防止、早期発見などが大きなポイントとなっていると思うのですけれども、それらに対しての気づきというのですか、それら辺りをするためにも全校といったら語弊あるかもしれないのですけれども、皆で本当にそのことを未然に防ぐためにカウンセラーを中心にして、学校全体の組織として動くということをやろうとしているというふうに書かれていますけれども、それらの中でやはりいまだ十分な解決策を見出せないようなことがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） ちょっと質問とずれていると思います。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 2 項目めに入って、スクールカウンセラーの状況下においての大切さというか、重要性というところでの質問に入っているわけですが、どうもすみません。きちっと知らせていないというところで。

児童・生徒への援助とか、保護者への助言というか、そういうことが非常に教育委員会においても重要な仕事の一つになっているのかなと思うのですね。それで、それらにも学校で教職員とかそういう人たちにも十分な周知というか、それらをなされてしかも親御さんたちとか、保護者の方々にもそのことを知らせていくことというのが非常に大事なことだと思うのですけれども、それらについての対応をお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） ちょっと違いますね。それでは具体的に、よろしく願いいたします。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 学校での教職員の連携と保護者との連携をも含めて、不登校のこととかいじめとかの未然防止というところが重要なスクールカウンセラーにとっては課題となるのだと思うのですけれども、それらの連携をどういうふうに取っているかを、つくっていかうとしているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろいろなものを理解してもらおうということを進

めるに当たっては、連携という言葉を使わせていただいています。まず、不登校といったらいいのかな、いじめだとかいろいろな部分の行ったときに、早期発見・早期治療ということでお話ししているのですけれども、まず、子どもたちいつも多く見守っているのは担任の先生です。そこからまず情報を、その気づきがなければなかなか初期段階の対応ができないという部分。いきなりカウンセラーが、どうだい今日子ども、君、なんか調子悪いところないかいというようなことはしません。まず、担任のほうに気づき、この子、何かいつもと違うなとかとそういう気づきから、気づきを大切にしていきたい。それで担任が対応すると、そしてカウンセラーにつないでいくという早期発見・早期治療という部分です。また、家庭においてもそういう部分、気づいてもらわなければならない、保護者は気づかないと困るなというのもあります。

あと関係団体で気づきを起こす先生方の部分もです。それぞれスキルアップしてもらわなければならない。そのためにはスクールカウンセラーが研修を行うとか、保護者に向けて研修を行う、先生方に研修を行う、そういうものを積み重ねていく。また、福祉関係団体、福祉のほうも含めて連携会議を行うとかということで、連携していくことで大きな成果が出てくるのかなというふうに思っているところです。

一人しかスクールカウンセラーいませんから、全部の生徒にがばっといって、少しも問題ない子のところへ行って、どうということは聞くことは考えていませんので、とにかく早期に対応して、その必要に応じてカウンセラーが入っていくというような形で連携を持っていきたいなという考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） スクールカウンセラーの重点配置することを考えているかというのを聞いたのですけれども、一まとめにして答えられているのですけれども、このカウンセラーの重点配置、この中では常勤配置をしているので、要するに120時間が非常勤の場合は普通なのだけれどもということで、常勤にしていると何時間ぐらい働くことを基準にして言われているのでしょうか。

というのは、重点配置を求めているところには、果たして上富良野の現状というか、中学校の現状などが重点配置にかからないのかどうかというのをカウンセラーの就業の時間というのですか、一応決められていると思うのですけれども、それらをオーバーするようなことになっているのかどうか、それ

でなければもう少し重点配置を考えてできるのではないかなという思いがあるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

高松議員、もう少し質問を明確にしてください。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） カウンセラーの働き、今、始まってコロナ禍で、どういうことがこれからも問題として起きてくるか分からないわけですが、それらに対しての何というのですか、助成措置としてある中に重点配置というのがあるのですけれども、あると思うのですけれども、それらを今後考えていくかどうかということを知りたいと思ってここに載せたのですけれども、コロナが中学生・小学生に対する精神的な問題というところを知りたいと思って今後について聞いたのですけれども、それは今後のことで、どういうふうな形になっていくかということは分からないということなのだと思うのですけれども、予算的な措置があればということを知りたいと思ったのですけれども。

いろいろ学校のこれまた不登校のところに戻りますけれども……。

○議長（村上和子君） 御自分の質問に至った思いは述べなくても結構でございます。もう少し質問を明確にさせていただきたいと思います。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのようなことから、質問は校正してと思ったのですけれども、十分な発言に至らなかったところはおわび申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました4項目について質問させていただきます。

1点目は、福祉事務手続の遅延の問題について質問させていただきます。

地方公務員法では、全ての公務員は全体の奉仕者として職務に専念しなければならないとされています。しかし、この間、町の職員が外郭団体の現金着服に続き、新たに福祉事務手続の遅れが明るみになるという状況になりました。これは地方公務員法の精神に反するものであることを厳しく指摘しなけ

ればなりません。

また同時に、この問題は、ふだんからきちっとチェック体制が行われていれば、問題を防げた可能性もあると考えています。手続の遅れにより、手帳申請者が受給者と認められず、医療費が本人負担になり、その金額を町が相手方に損害賠償費として支払う事態となりました。当事者の精神的な負担を考えれば、大きな問題であると同時に、町民に対しても信頼を損ねてしまったことは、重大問題であると同時に、行政組織の全体の問題としてしっかり受け止め、今後に生かすべく教訓としなければならない考えますが、以上のことを申し上げ、問題発生の経緯と再発防止策、町長や担当職員等の処分について、町長の明確な答弁を求めるものであります。

2点目には、PCR検査体制について伺います。

新型コロナウイルスの第3波の感染拡大が道内や全国的にも集団感染、幅広い年代層にも広がり始めるという状況があります。近隣市町村にも新型コロナウイルスの感染が広がる状況が見受けられます。町においても新型コロナウイルスの感染が心配されると同時に、医療施設や介護施設などでのクラスターが発生しないという保証はありません。

今、求められているのは基本的な動作、密を避けるなど、マスクをするなどしながら感染予防対策をし、万が一に備えるということが必要だと考えます。また、同時に必要最低限の町民の暮らし・経済を支えるために、PCR検査・抗原検査体制の整備が何としても必要だということをこの間、町に対して求めてきましたが、どのように対処されているのか伺います。

1番目には、医療・介護・教育・保育所・幼稚園・福祉施設などの集団感染が全国的にも発生していることから、勤務する職員や利用者等や町民に対しても命を守るための社会的検査が必要だと考えますが、この点についてどのようにお考えなのか伺います。

二つ目には、PCR検査・抗原検査できる体制が、この町でも必要と考えます。町での検査体制ができないときは、富良野圏域での支援体制が必要と考えますが、これらについてどのようにお考えなのか、町長の見解を求めるものであります。

3点目には、子どもセンターの取壊しについてであります。

町立病院は、町民の暮らしと健康を守る地域の重要な医療機関の役割を担っています。施設の老朽化進む中で、消防法の改正等によりスプリンクラーの設置が義務づけられました。整備の費用を考えれば、将来の病院機能の充実を考え、改築する方向に

検討されております。しかし、問題は建設予定地内に設置されている子どもセンターが取り壊されようとしているということです。

この施設は、子育て支援センター、発達支援センター、高齢者事業団、ファミリー・サポートなどの施設が設置されています。乳幼児期の医療、療育支援、子どもの悩み相談など、家庭や子どもの成長を支援する拠点施設となっている状況であります。それが壊されるということであれば、利用者にとっては大きな問題ではないでしょうか、ある利用者は次のように話ししてくれました。「今後の施設の動向に不安を感じている。子育てに迷ったときでも気軽に相談に乗って対応してくれる、また、子育ての悩みを共有できる仲間がいて安心できる、今後も一体感のある施設として身近にあってほしい」、こう語ってくれました。

病院改築に伴う機能の分散は、好ましくないと考えます。また、物理的に子育てセンター機能の分散があった場合でも、将来的には機能を統一する計画が、持ち合わせた計画が必要と考えます。

最近になってようやく地域の説明会、パブリックコメントなどが実施されておりますが、何よりも利用者などに十分な説明がされていないということが大きな問題であります。これらの点について、町長の明確な答弁を求めます。

次に、コロナ禍における生活困窮世帯に対する支援策について伺います。

コロナ禍の中で、特に所得の少ない独り親家庭や老人世帯の方たちの生活は、決して楽ではありません。これは多くの人たちにも当てはまることですが、何よりもこの世帯は特に影響が出るという状況があります。この間、国や町の支援制度がありました、まだまだ十分とは言えません。

新聞報道等では国の補正予算で、今後、独り親家庭等について対策をとるという報道があります。年末を迎えるに当たって、より生活を支えるための支援策が町においても求められると考えますが、これらの点について、町長の明確な御答弁を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の福祉事務手続の遅延についての御質問にお答えさせていただきます。

このたびはこのような事案が発生し、多くの皆様に御迷惑をおかけするとともに、町民の皆様の信頼を損ねる事態となりましたことに、改めて心よりおわびを申し上げる次第でございます。

事務遅延の経緯につきましては、11月30日開

催の全員協議会において御説明させていただいておりますので、詳細につきましては、この場での御説明は差し控えさせていただきますことを御理解を賜りたいと存じます。

また、事務遅延のため実損を与えてしまいました方に対しましては、状況を御説明申し上げる中で御理解を賜り、和解をさせていただいたところであります。

また、再発防止策につきましては、現在、当該職員が自宅療養中であることから、今後の面談等を通して、このような問題が発生した原因について検証し、2度とこのような事案が起きることがないように、執務体制の改善策等について検証し、整理する努めてまいります。

職員に係る処分につきましても当該職員との今後の面談等を通じて、事務遅延に至る起因について究明に努め、規定に基づき厳正に対応してまいります。

また、自らの責任についてであります、このような事案がなぜ起きたのか、あらゆる角度から検証し、問題の本質を見極め、全ての部署において改めて職員の仕事に対する姿勢やモラル、さらに職場環境の見直しも含めて、職員全員が全体の奉仕者として、初心に返って職務に当たるよう指導・監督に努めるとともに、自らが町民の皆様の信頼を損ねることがないように、不断の努力を行うことが私に課せられた責務と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のPCR検査体制に関する2点の御質問について、関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の皆様には新北海道スタイルに基づき、マスク・手洗いや手指消毒・換気など、感染症予防対策に積極的に取り組んでいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

しかし、新型コロナウイルス感染症は終息することなく、国、道内・旭川市をはじめ上川管内においても連日発生が続いており、大変危惧をしております。新型コロナウイルス感染に係るPCR検査、抗原検査につきましては、感染症法に基づき類似する症状の患者を把握するため、発熱症状等のある方や陽性者との濃厚接触者に対して実施するいわゆる行政検査と、医師が診断等で必要と認める場合に実施する医療保険適用検査のほか、濃厚接触者に該当しない方や就業社会的事情により本人が希望する検査として自由診療検査に区分されております。

富良野圏域での行政検査につきましては、保健所

と連携し、必要な検査体制は整えられており、富良野協会の病院がその役割を担っております。また、医療保険適用検査につきましても各医療機関の主治医の判断の下、対応されていると承知をしております。

議員の御質問にあります町内の医療・介護・教育・認定こども園・福祉施設等に勤務をされている方や利用されている方、町民の方で検査を希望される方に対しましてのPCR検査、抗原検査につきましては、保険適用外の自由診療検査であるため、検査については自主的な判断に基づくものであり、現在の町内、あるいは富良野圏域の医療体制、あるいは検査実施事業者の状況等を勘案いたしますと、町独自に対応することは難しいものと思われ、これら社会的検査への対応については、国としてどのように対応するか示すべきものと思われ、機会を捉えてこれらについて発信していくことが必要と感じております。

また、自由診療検査として、PCR検査等を希望される方に対しまして、実施医療機関についての情報提供等は、適時ホームページ等において行っております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症検査につきましては、国民の健康を守るためにも国の責務として、その体制整備が進められていくことが重要と考えておりますので、引き続き要望を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの子どもセンター取壊しについての御質問にお答えいたします。

子どもセンターの取壊しにつきましては、新町立病院基本構想において、建設予定地として子どもセンター取壊しによる跡地での改築整備を計画したところであります。子どもセンターの移転先につきましては、子どもセンター機能を全て1箇所に移転できる施設の確保は難しいことから、児童発達支援センターにつきましては、旧看護宿舎の改築により施設環境を整え、療育指導の拠点として機能することを前提に検討するとともに、子育て支援事業につきましては、子育て支援班との連携・強化を図り、他の公共施設の利活用により事業の安定と継続について、検討を進めているところであります。

これまでも子育てサークルやファミリー・サポート・センターの皆様とは、子育て拠点の機能の在り方について意見交換をさせていただいており、その中で本構想について理解を深めていただいておりますが、今後、移転計画の進行と併せてさらに意見交換を重ね、子育て事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、子どもセンター内に事務所を設置しておりますファミリー・サポート・センターや、高齢者事業団の移転先につきましても、十分協議をさせていただくこととなっております。

将来に向けた包括的な子どもセンター機能の在り方につきましては、子育て支援事業や児童発達支援事業に限らず、子育て支援施策全体で検討すべき課題と認識しており、新体制の下で将来像も含め検討がなされていくものと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めのコロナ禍における生活困窮世帯に対する支援についての御質問にお答えいたします。

独り親家庭に対する支援策につきましては、国の第2次補正により臨時特例給付金として、町内81世帯の方に対し支給を終えており、また、コロナ禍において収入が大きく減少した方に対しましても相談・申請により、内、24世帯の方に追加給付の手続を進めたところであります。

このたび国においてひとり親世帯に対しまして、臨時特例給付金の追加支援が実施されることになりましたので、町においても速やかに対象者に周知し、生活困窮世帯に対して支援をしております。

コロナ禍における生活困窮者としては、仕事を失ったり、これまでの収入において減収を余儀なくされた方々などと理解をしており、一方、高齢者世帯につきましては本町においてコロナ禍により生活が脅かされている状況につきましては、特に報告も受けておらず、限定的なものかと思われます。むしろ感染症予防による外出制限や親族、サークル仲間との交流の減少など、人とのつながりが大きく変化しているに伴う心身への健康維持について、課題が生じていると認識をしており、今後において新しい体制中で生活困窮者への対応を含めた支援策等も検討がなされるものと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

換気の関係がありまして、再開は14時30分といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。

この問題は、担当課長も述べているように、複数

のチェック体制があれば、十分未然に予防ができたというふうに考えております。そういう意味で、そういった体制が全くなくて、実質個人任せになっていたと。それでいろいろ心労が重なったのかも分かりませんが、しかし、いずれにしてもそういった体制の不備が、こういう問題が出てきた背景にあると思います。この点、町長どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の職員の仕事に対する取組についての御質問にお答えをさせていただきますが、議員が御質問のように、あるいは担当課長が以前申し上げましたように、チェック体制がきいていれば、多分、私も未然に防げるのかなという事は推察できます。

ただ、限られた人材の中で、職員相互の信頼関係の下に、まだ、習熟度が足りない若い世代の方とはともかくとして、一定程度習熟が進んだ職員でありますと、一定の期間を経た中でのチェック体制というのは、これはできるできないに関わらずお互いに必要なということは私も理解しておりますが、日々の仕事を進める中で点検ということが大きく優先されて、そういったことに時間が仮に費やされるとしたら、そこはやはり習熟度を重ねた中で、ある程度お互いが仕事に対する信頼をし合うことによって、効率的に仕事が進むというような前提を持っている部分もございますので、そのせめぎ合いもございますけれども、どこまでそういうチェック体制というものを整えながら、かつ仕事のスピードも落とさないでということところは、これからずっと、これからはしっかり検証して、究極的には人員の体制にまで及ぶかもしれませんが、極力少ない人数で効率的な仕事を一方では求めながら、あるいはミスのない仕事も両立させていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） チェック体制を一々やっていたら、仕事にならないというようなお話だったのかなというふうに思いますが、町長、そこ自体が問題なのですよ。

この地方公務員法では、当然、公務員になった以上は町民の全体の奉仕者として、職務に専念しなければならないと書かれています。そうすると、どんな理由があったとしてもきちっと仕事を前に進めなさいということなのですよ。こういう理解、町長されてないのではないかなと、私は町長のそういう姿勢が、職員に蔓延している部分があるのではないかなというふうに考えるわけです。

そういう問題に発生すると、人事配置もいろいろ

ありますけれども、これ内部の問題ですから、私はとやかく言う問題ではありませんが、しかし、この間、職員の現金着服問題も含めてこういう問題が2度発覚するということは、内部でのいろいろな問題が鬱積して蓄積されて、それがこういった現象面、事象として現れてきたのではないかなというふうに思いますが、町長、どのようにお考えになるのですか、他人事ではないのですよ、これ。町長自身の考え方を聞いているのですから、明確に答えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えをさせていただきますが、私自身も明確にお答えをさせていただいているつもりでございます。

やはり職員相互に、私も含めて職員を信頼するというのが、大前提に私は今も思っておりますし、そういう中で仕事にミスが起きないような仕組みをどういうふうに両立させていくかということは、常に念頭にありますし、そういったことを心がけながら、日々指導・監督を行っているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この答弁の中では、該当職員が自宅療養中だと。今後、この検証等については当人と面談しながら、その検証をしなければならないというふうに書かれております。

しかし、今、チェック体制の甘さも含めて何が内部問題だったのかというのは、中間的に恐らくまとめなければならない問題だというふうに思いますが、この、いつ出てくるか分からないと、療養中の職員が。町長も、間近に任期が終わるという状況になったら、曖昧さを残してはならないと。だからこそ今、中間的な総括であってもきちっと町民に対しても、どういう問題でこういったことが起こったのかというそういった見解というのは、きちっと内部でも調査しているはずですから、中間的な部分においても、この点確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 事に至った状況につきましては、これまでもお答えさせていただいていると思いますが、内部の検証作業は、御本人が復職される、されないに関わらず内部検証は既に進めておりますし、どういう時点を捉えて皆さん方に検証の進捗状況を御報告するべきかということは、これは少し内部で整理をしなければならないと思いますが、いずれにいたしましても検証作業は既に着手している、あるいは改善するべきは既に改善に向けて取り組んでいるということは、これまでも御説明させていただいております。それは当然行うべき仕事だ

と、責任の果たし方だということは受け止めておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 中間的な報告、チェック体制が調べがあるということであればそれをきちっと、どういうところに現時点で判断として問題があったということを述べられるはずですから、もう 1 度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 先ほど申し上げましたように、こういったような状況にまとめた、整理できたところで皆さん方にお示しするかということについての判断は、今、そういう作業中だということで、近々にそういう報告ができるという報告は私のほうに来ておりませんので、私は常に申し上げておりますが、しっかりと本人からの聴取は聴取として、また内部で既に、重ねて申し上げますが、改善できるところはもう着手して改善に向けて仕事をしております。そういったことも含めて、どの時点で一応内部として整理できたかということは、適当な時期を見てお知らせする、御報告をするということは当然あると思いますので、今日はこれ以上時期を特定して申し上げられませんが、そういうふうに作業をしているということはしっかり申し上げておきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 町長の答弁では、検証して、今、見直すところは見直して前へ進めているのだということをおっしゃいました。

ということは、既に内部検証されて、課題克服の問題点も一定程度、全部とは言いませんが、明らかになってきているから、その問題をきちっと整理しながら問題解決のための事務手続だとか、チェック体制だとかということをやっているのだということです。既に全部ではありませんけれども、きちっとした検証が部分的になされているということです。ですから、どういう状況で、どういう内容で改善のために今進めているのかということと言えるわけで、言えないのですか、町長、それを聞くのが町長の役割ですよ。そのために町長がいるわけですから、しっかりと町長の脳裏の中にちゃんと焼き付けて、今後の教訓に生かすべきだと思いますが、答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 重複したお答えになるかもしれませんが、現在、様々な検証・工夫をして、実際既に実践に移している改善項目もございますが、それらを一定程度しっかりと検証することは必要だと思います。手がけたから、即それが改善策だとい

う判断ではなくて、それをしっかりとみんなで構築した形を一定程度実施してみて、そしてそれが定着する改善策かどうかということの見極めの期間も私は必要だというふうに考えておりますので、それには一定程度期間が必要だ。

そしてそれによってまた不足する、他に滞る仕事はできないのか検証も必要ですし、そういったことには一定程度時間が必要だということで、今、今日この現在にそれを御報告申し上げる段階まで至っていないということだけは御理解いただきたいと思います。責任の感じ方としては、言葉はどういうふうに使うかは別として、十分、私もその責任を逃れるものではないということは理解をしていることは、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 何回聞いても自分の問題意識として持っていない、だから自分の言葉で語れない、こういうことでないですか、町長、それではだめですよ。

議会に報告ということは、町民に対して報告ということですから、内輪だけでの問題ではないということです。私は、精神的に病んで病気で療養している方が、いち早く治っていただいて、戦力として引き続き上富良野町の職員として誇りを持って仕事につける、こういったサポート体制も含めた中でのそういったまちづくりを担っていただきたいと考えています。きっちりと、今、言えないということであれば問題ですけれども、問題だと思います。しかし、きっちりと検証が終わった時点で、その内容、公表されますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えをさせていただきますが、当然、組織として検証して、こういったことが 2 度と起きないような体制をつくるということは申し上げておりますので、こういうふうに当然、御本人のこういうことに至った原因についても究明した後、あるいは中間でここまで改善策を構築したということも含めて御報告申し上げることは、私どもの責務でございますので、それは必ずそういう経過をたどるということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） この遅延によって遅れた方の一部、全部は聞けなかったのですが、聞きました。どういう心境なのかなと思って。口数は少なかったですけれども、非常に情けない思いをしていたというような感じでした。

この遅延というのは 116 件ですよ。療育手帳や補装具、あと交通費の助成など 116 件あるわけで

す。これだけの問題が起きていて、このまま終わりということではあってはならないと思う。

また同時に、この間の調査の中で明らかになったのは、この職員の机以外のところからも申請に関わる書類が複数出てきたということの報告もされております。これだけに非常に病んでたということも見受けられます。そういう意味では、きちっとした体制をとらなければならないというふうに考えております。

この点について町長の責任、当然、職員の責任問題が浮かび上がってきております。この職務、懲戒処分規定においては信用失墜行為等々があった場合、減給または訓告という形の内容になっておりますが、この職員は複数の事例に該当しますか、違反行為。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の福祉事務の遅延事務につきましては、議員、今、御発言のとおり、町の懲戒処分におきましては不適切な事務処理というようなことで、さらにそれらについて町に損害を与えたような行為になるということで、議員御発言のようにルールでそのまま読み取れば減給という処分が、そういう規定になっていると思います。

あとそれぞれ状況においては、加重する理由があったり、軽減する理由というのがそれぞれありますので、それに基づいて過重が必要であれば、減給より上の重い処分になりますし、軽減する理由が認められれば、減給より低い懲戒処分になるのかなというふうに思いますので、それらについては御本人等とのこれからの面談等も通じながら、なぜこういうことが起きたのか。

議員、今、発言の中では病んでというような言葉でありましたけれども、病気が原因だったのか、怠慢が原因だったのかということも、それらについてはしっかりと話を聞きながら、それぞれの1件1件のケース、この場合どうだった、あの場合どうだったということも確認していかなければ、それらがどういうことで起こったのかということも我々もなかなか分からない部分もありますので、そういうことはしっかりと調査をして、適切な処分にしてまいりたいと思っておりますけれども、この事務自体については、役場の職員として決して難しい仕事ではありません。町民から申請をいただいて、それを上級官庁のほうに進達をする、それに基づいて手帳が交付されてくる、町に届く。それを当該者に交付をするということで、決して難しい業務ではありませんし、一定の経験を持っていれば、当然、任せて

しっかりと行えるそういう業務だというふうに我々も理解しておりますし、これまでもそういう形で対応してきたのも事実でありますので、そのことが何か、そういうことでも問題が起きてしまったということも事実でありますので、それはなぜだったのかということはしっかりと検証しなければ、その原因等は、その改善策にもつながらないと思いますので、病気であれば、病気でない職員が対応すれば、こういう問題というのは起きることがないことだというふうに思いますので、そういうこともしっかりと検証しながらどういう形がいいのかということ、今、町長が答弁しましたように、策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私もいろいろ失敗してきております。人というのは、確かにきちっとできない部分もあるのかもしれませんが、少なくともお互い牽制し合う中で、それを未然に防ぐというのが、また、検証しながら前へ進んでいくというのが、こういったのが社会なのだというふうに思っております。

同時にお伺いいたしますが、職員の処分と併せて、町長自身の監督者としての責任問題です。この間、職員の着服問題で1か月の減俸10%でしたか、ありました。それで今回は、多くの町民に信頼を失ったということを含めた場合、町長自らの責任問題として、こういった問題でもきっちりと減俸などの責任を意思表示として示さなければならないというふうに思います。今回、そういったものが一切出てきておりません。職務に当たる指導・監督にこれから努めて、町民の皆さんの信頼を損ねることのないような不斷の努力をするために、これが私に課せられた任務でというだけの話であります。具体的な町長の減俸などの自らの処分というのはないのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、今、議員がおっしゃっていただいたように、町民の信頼を回復できるように最善のまた最大の努力を重ねていくことが、私に課せられた責任と感じますと同時に、私自らがそういうことで町民の信頼回復に全力を尽くすことが、私が果たすべき責任の姿だというふうに理解をしておりますので、これは米沢議員と私の思いとに差がある部分もあるかと思いますが、私としては、こういった責任の果たし方が私に求められているものだというふうに理解していることを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長と私の思いに大きな差があります。だからこそ私は、町長も任期間近で、これから不断的努力といっても残された期間で努力するということは、非常に重要だとは思いますが、しかし、であれば当然のごとく自らの減俸という形の処分をきっちり表明して、この事態に対処すべきだと思いますが、これは一切ありませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、米沢議員が御質問のような責任の取り方が私は想定しておりませんが、なぜそれがそういう責任の取り方が適当なのかということもちょっと理解できませんので、私はやはり町民の皆さん方にしっかりとこういったことが2度と起こらないような責任の果たし方が、一般的に私どものような立場にある者の責任の取り方だというふうに理解しておりますので、ぜひそこは御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） なかなかこの点については、明確な答弁をされません。私は、ぜひそういう決意をしていただいて、町長の残りの任期を全うしていただきたいというふうに考えております。

それを述べて、次、コロナ感染のPCR検査についてお伺いいたします。

この間の質問に対しても国がやることだと、自費でやるということになれば、当然、国費も自治体負担も伴わなければなりません。なぜ私、今回3回目で取り上げるのかということなのです。最近、年代幅広く感染が広がると、面で広がっていると、介護施設や医療施設でのクラスターが発生していると。このことを考えた場合に、上富良野町においてもそういうことは起こらないとは断言できません。そのことを考えたときに必要最小限ですね、町長、やってみませんか。他の自治体でも、独自のPCR検査を最近徐々にする自治体が増えてきております。そういう意味で、上富良野町の住民の暮らしと医療守るためにも、社会資源としての医療や介護施設、保育所などなど、こういったところに対してPCR検査を行って、現況把握も含めた予防対策をする必要が今だからこそ必要なのだというふうに私は思います。町長は、この点についてなかなか理解されない。他人事のように思って、これは国がやることだということを言うておりますが、確かに国もやらなければならない。だけれども、国がやらなければならないのに、実施してきつつありますけれども、行政もきっちりと一歩足を踏み入れて、この検査体制を町立病院からでもよろしいです。特養からでもよろしいです。こういったところから一歩踏み

出す、それが今、町長に求められているコロナ禍の中での決断だと思いますが、この点、町長どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員のPCR検査についての御質問にお答えをさせていただきます。

このPCR検査は、広く行うということのコロナを、感染症を予防していく上についての意義というのは私も十分理解できます。ただ、私ども小さな自治体の中で、その有用性について検証するというような知見も十分持ち合わせておりませんし、まず、私、何より議員が御質問にあるような検査の体制が、コロナの感染症対策において非常に有効なものであるというような理解が、専門家の中も含めてあるとすれば、国が率先してこういったところに力を注いでくるものというふうに理解をしております。

そういう観点から申し上げますと、国で様々な情報が、また私どものほうにも情報いただいておりますけれども、まず何はさておいてもそういった社会的な検査をすることによって、今回の感染症が抑制できるというような方向性の指導もいただいているところでもございませぬし、非常にそういう私自身、上富良野町の私どもが持ち合わせている知見の中で、そういった判断をするというような状況にはまだないのかなというふうに、町独自でエイヤーでやればいいというものでもございませぬし、それはこういう根拠に基づいて、それが終息に向かうための大きな効果をもたらすものだということがしっかりと社会的に認められるような、あるいは社会的な認知が得られれば、私ども以前に国のほうが前のめりになってくるかというふうに思いますので、そういったことから含めて自主的に行うことは何ら否定もしませんけれども、今、町が取り組むべき優先性ということを考えると、もう少し見るべきかなというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 専門の方はやっぱり必要性認めています。これ。確かに、予防ワクチンやそういったものと同時に、併せて私たち自身もマスクや手洗い、密を避けるようなそういった対策の中で、こういった予防対策をとらなければなりません。

PCR検査したからといって、確実にこの予防につながるという話ではありませんけれども、状況把握ができるのだということです。そこにもしも今、言われている無症状で感染している人が、発見される可能性もあるのです。でもそういう人たちが例えばで言って申し訳ありませんが、町の中において、施設に行つたと、病院に行つたと、そこで感染が広がる恐れがある。今、そういう状況で感染が広がって

いる。だからこそ一体的にこういう問題を、状況把握のためにもやるべきだというふうに思いますが、国は二の足を踏んでいます。いろいろな話があります。けれども、今、必要だと、PCR検査も含めて予防体制が、専門家が述べています。

ですから、私は、町長の決断できっちりと町独自でできなければ、他のできる医療体制のあるところに頼みながら、そういった体制を実施、やるべきだと思いますが、答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

こういった社会的検査体制という物の考えにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、非常に医療的な検査・行政的な検査、そういった体制の整備がいまだに未整備というか、不完全だということで、そちらのほうに医療的資源も傾注している状況の中で、先ほど申し上げましたけれども、町独自に社会的な検査に前のめりになるというような状況は、なかなか私どもで判断しづらいところでございますが、やはり何度も申し上げますが、今、議員が御質問のような体制が今回のコロナ感染症に対する決定的なインパクトをもたらすものであれば、私は何度も申し上げますが、国が率先して取り組むというふうに理解をしております。

当然、医学的な見地からそういったことは、専門家の中で検討されておりますが、そういった状況がまだ生まれていないということを考えますと、やはりそれぞれ、そういう検査の、全体の富良野圏域も含めて、そういった検査に対応できる状況かどうかという客観性を見ますと、それはそういう状況にないということを考えますと、町独自にというような思いに、今、応えられる状況ではないというふうに判断をするところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ問題意識を変えていただいて、何が今必要なのかということも含めて、町ではできないという一点張りではなくて、可能性をぜひ見つけていただきたいというふうに思っております。

子どもセンターの取壊しの問題についてお伺いたします。

新体制になってから、この問題は将来像を含めて検討すべきだということを言われております。しかし、既に基本計画・実施設計という形の中で進んでおります。既に新体制になったときには、こういう問題を解決すべきもの、今、問題ありませんけれども、なくなってきていると。だからこそ今の町長の体制の中で、しっかりと道筋をつけるべきだ

というふうに思います。

そこでお伺いいたしますが、町長は、先ほど利用者の声を紹介しましたが、一体的機能があるそういう場所だからこそ安心なのだということを言われていました。私はそうだと思うのです。ファミリー・サポート・センターや子育てや療育、また、サークルのお母さん・お父さん方が利用して、そこで子育てのいろいろと話ができる環境がある。これが分断されるということになれば、やはり環境がどんどん後退していってしまう。

町長、言うように、確かに機能を分散してもやれないことはありません。ただ、利用者が一体感あるかどうか、ここが大事なのです。行政の都合でこの問題を解決するのではなくて、利用者の都合においてどういう思いなのかということをしきりと据えて、この問題解決しなければならないと思います。どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 子どもセンターの課題に対します御質問にお答えさせていただきますが、基本構想を取りまとめる段階から、この機能の持ち方については、それぞれ御利用いただいております関係者の皆さん方と十分にお話を、意見交換をさせていただいて、取壊しするから機能分散を理解してくれということを中心に打ち出して意見交換をしているものでございまして、どういうふうにすればお互い、この病院の構想も含めて町民全体の福祉向上につながるか、サービス向上につながるかということ、一体的な中で意見交換をさせていただいておまして、片方が100%満たされ、片方は全て100%ずつ満たされなければことが進まないというそういう前提ではなくて、お互いが工夫することによって機能を、サービスを低下させることなく、さらにこの子育て事業が円滑に進むようには、どうすればいいかということの意見交換をさせていただきながら進めておりますので、1か所で集約できなくてもその中身が、サービス低下がならないような方法をお互いに構築していこうという前提で進めておりますので、必ずしもマイナス思考に向かっているという判断はしておりませんので、これからも様々な運営形態というものを模索しながら、理解の下で進めていくということは確認されておりますので、米沢議員が御心配されておりますようなことも解消するように、これからも努力は続けていくことというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それではお聞きしますが、建設に当たって、それでは子育てセンター、ここを壊さないで、別な敷地内で病院を建設できる余地が

あるということですか、全くないのではないですか、確認をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ちょっと質問の趣旨が私には理解できない、もう1度、御質問いただければと。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今の配置ですと、子どもセンターを取り壊さなければならないということですが、しかし、町長の答弁聞きましたら、そういうものも含めて、まだ検討の余地があるのではないかなという言い方もされているのですが、私は既に取り壊さなければならない状況が、ありありとはっきり分かっているわけです。利用者の声は壊さないで、現況の体制の中でいってほしいということを言っているわけですから、これが真実なのですよ。

ですから、将来的な分散機能ということになった場合でもどうなるのかと、町立病院の看護宿舎の2階、療育のそういうところを用意しなければならない、かみんを利用しなければならないということになれば、既に、かみんは多くの団体が利用しているという状況の中で、どこを固定的に利用したらいいのかという問題がずっとつきまとうのですよ。そういうことを考えたときに、きっちりと将来の展望を描きながら、この対応をしなければならない、こう考えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ちょっと私、理解不足もあるかと……。

子どもセンターの跡地に建設するという、改築す

るという構想は不動のものというふうに思っておりますし、そういう前提の下でそれぞれ子どもセンター、現在の子どもセンターの中で果たしております発達支援センター事業とか、あるいは子育て支援事業について他の施設に分散した中で、それぞれの機能低下・サービス低下を来さないようにどういうふうに組み立てていこうかということを、それぞれの利用者の方と十分に意見交換をしている前提のもとで進めておりますので、取り壊さないで現在のところに機能をそのまま残すという前提には立っておりませんので、そして何度も申し上げておりますけれども、御利用いただいておりますそれぞれの皆さん方と意見交換を同時に進めながら進めていることですので、何も私どもが押しつけ的に進めているものでないということを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時10分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年12月16日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 小 林 啓 太

令和 2 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和 2 年 1 2 月 1 7 日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）
- 第 3 議案第 2 号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 3 号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 4 号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 5 号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 6 号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 7 号 令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 8 号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 9 号 上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第11 議案第10号 上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 上富良野町介護報酬条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第14号 財産の取得について（日の出公園駐車場用地）
- 第16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 発議案第1号 議員派遣について
- 第18 発議案第2号 議会懇談会実施に関する決議について
- 第19 発議案第3号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見について
- 第20 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小田島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	狩 野 寿 志 君
教育振興課長	林 敬 永 君	ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君
町立病院事務長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

さきに御案内いたしました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は、後ほどお配りしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

12番 小田島 久 尚 君

13番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第2 議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、デジタル手続法による住民基本台帳法等の一部改正により、国外転出者に係る手続のオン

ライン化に関し、町の住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修が必要となることから、そのシステム改修に係る所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、後期高齢者医療広域連合への平成31年度負担金確定に伴い、療養給付費の負担及び特別会計への繰出金について、所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、ふるさと応援寄附について、9月補正予算に計上したもの以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積立て等歳出予算に計上するため、所要の補正をするものであります。

4点目は、職員給与費について、11月30日の第7回町議会臨時会に議決をいただきました特別職の職員の給与に関する条例、上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に伴う期末手当の減額改定による支給対応分と合わせ、職員の会計間異動等に伴う所要の補正をするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、新型コロナウイルス感染症に伴う事業中止による予算減額を含む、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行い、財源調整を図った上で留保財源となる3,300万3,000円については、予備費に充当することで、補正予算を調製したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,955万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 2 2 4 万 3, 0 0 0 円の減。

1 3 款使用料及び手数料 9 6 万円の減。

1 4 款国庫支出金 5 2 9 万 5, 0 0 0 円。

1 5 款道支出金 1 9 4 万 5, 0 0 0 円の減。

1 6 款財産収入 3 8 万 6, 0 0 0 円。

1 7 款寄附金 1 3 5 万 5, 0 0 0 円。

2 0 款諸収入 8 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計 1 9 7 万 6, 0 0 0 円。

2 ページを御覧ください。

2、歳出。

1 款議会費 3 7 1 万 6, 0 0 0 円の減。

2 款総務費 9 6 9 万円。

3 款民生費 2 7 7 万 5, 0 0 0 円。

4 款衛生費 7 8 2 万円。

6 款農林業費 2 2 万 5, 0 0 0 円。

7 款商工費 4 5 1 万 5, 0 0 0 円の減。

8 款土木費 1 5 4 万 2, 0 0 0 円の減。

9 款教育費 2 2 0 万円の減。

1 1 款給与費 3, 9 5 6 万 4, 0 0 0 円の減。

1 2 款予備費 3, 3 0 0 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計 1 9 7 万 6, 0 0 0 円。

以上で、議案第 1 号令と 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 3 号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

まず、3 4 ページのところですが、町道維持費のところで公有財産の購入という形になっております。これ説明書によれば、駅裏の用地を未登記だったのか、所有者が判明しなかったのか、ちょっと未処理という形に書いてありますが、この経過等はどういう経過だったのかと、あせてこういうケースというのは他にもあるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

町有地、あるいは道の用地ということであれば、速やかに登記するというのが原則だというふうに思いますが、これは相当、5 8 年度からという形になっておりますので、この点経過等についても含めて、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、前後しますが、2 4 ページの老人福祉費のラベンダーハイツへの繰出金になっております。これは説明書によれば、利用者が減ったという状況の

中で繰り出すという形になっておりますが、確認したいところは、今後のコロナで影響によって利用者等が、また状況によっては変動する可能性があるというふうに思います。そういう場合においては、また、町の予算としてこういったものを、財政的な支援をするという形の中で支援されるのかどうか、お伺いいたします。実際、影響額というのは単純に 2 8 6 万円という形でよろしいのか、この点確認しておきたいというふうに思っております。

あと、最近コロナに関わった減額予算なんかも相当出てきております。これに関わってお伺いしたいところなのですが、この間、町で独自の事業者支援等々行ってきておりました。その効果というのは、非常に事業者等においても喜ばれているという状況になっていきますので、実際今後継続的にまた支援することが必要だというふうに思いますし、上下水道の下水道料金の減免など含めて、対策が必要だというふうに思いますので、その効果と今後の対応の仕方等についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） 7 番米沢議員の御質問のありました町有地の買収について御説明させていただきます。

議員おっしゃいました道道吹上線の工事に伴いまして駅裏通り、それから道道吹上線のところの交差点のところの住宅のところが今回用地交渉という形で、北海道と地権者のほうで交渉させていただきました。その中で、支障物件としまして塀と住宅それぞれがかかりまして、その解体した後に北海道と地権者で用地確認をしたところ、今回の用地が、個人敷地が道路を占有しているということが判明いたしました。私どもでも測量設計、測量いたしまして、今回面積としまして 1 6. 2 平米、2 平方メートルの面積が今回道路占有地にあったということで、所有者と協議をいたしまして、今回用地の買収という形で補正予算をお願いしているところでございます。

あと、そのほかのケースと申しまして、国土調査を一斉に行いまして、その中で町の中でも結構地籍のずれといいますか、道路用地に入っているところが結構こういうケースでございます。それにつきましては、道路の事業ですとか、政策に応じまして用地買収ですとか、そういうふうに進めているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 7 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般会計から繰り出しをお願いしていますラベンダーハイツの繰り出しに関する質問でございますが、今回、コロナウイルスの関係によりまして、ラ

ベンダーハイツにおきましては4月から5月にかけて、利用者等の利用制限等を行ったことによりまして、当初計画に対しまして約540万円ほどの減収の見込みになったところでございます。

あわせて、8月から9月におきまして、多くの入院する方々がみられたということで、その部分でも減収があり、年間を通じましては約750万円ほどの減収が見込まれるところでございます。そういう中で所要額としまして、今回、町の一般会計のほうから予算では286万円となっておりまして、この中に一般寄附金も含まれてございますので、一般繰り出しとしましては250万円ほどお願いしているところでございます。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました2番目のハイツの繰り出しに関します、今、ハイツの所長のほうから、その金額等の説明ありましたが、その後段のこれからのという部分につきまして、一般会計につきましてはこちらのほうですので、私のほうからも回答をさせていただきたいと思いますが、先ほどありましたように今回の経営安定分につきましては、あくまでも今年度中のコロナに対応しての部分で、今回、どの程度一般会計であるかということで、最終的に繰越金含めて今回250万円というふうなところでございます。

今後の状況につきましては、まだ分からないところではありますが、基本はコロナに関します部分につきましては、ハイツの運営の中では責任が取れないといえますか、そちらにお任せはできないという部分でございまして、そういう部分につきまして改めてどの程度の金額がいいのか含めて、議会のほうに御相談をして、基本は繰入れをするということの方向性で確認をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症関連の関係で、町においてもこれまで独自の様々な経済対策等についても行ってきたところであります。それぞれ折を見て今回の補正予算も第13号ということになっておりますので、随時随時議会の皆様とも補正予算を御相談しながら、特に経済対策につきましては、商工会、あるいは観光協会といった経済団体等の皆さんと意見交換をしながら、必要な対策を講じてきたところであります。

今後のこの新型コロナウイルス感染症の状況がどのように推移していくのかということにつきましては、私たちもなかなか分からない部分でありますので、

今、国においても3次補正の中で昨日閣議決定した補正予算の概要の中では、地方創生臨時交付金につきましても1兆5,000億円程度の予算をまた見込んでいるというようなこともありますので、こういう予算がどのように配分されて、どういうことに活用していくべきなのかということについては、また、それら必要なものがどういった部分にどういったようなことが必要なのかということについては、改めて検討して、また必要な予算措置等については補正予算等で議会の皆さんにお願いすることになろうと思いますので、そのような形でぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は、国民健康保険税の実績見込みに伴い、歳入を増額補正をするものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による国民健康保険税の減免に対する災害等臨時特例補助金及び保険給付費等交付金について、所要の補正をするものであります。

3点目は、一般会計からの繰入金に係る保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業及び地方単独事業減額調整分などの額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

4点目につきましては、職員の給与費等につきまして、人事異動及び給与条例の改正に伴い、所要の

補正をするものであります。

5点目は、財政調整基金の積立てに伴う補正であります。現在の基金保有額は約1億2,000万円でございます。今回、8,000万円と利息を積み増し、基金の総額を約2億円とするものであります。基金積立金につきましては、令和6年度から賦課方式が4方式から3方式へ全道で統一され、資産割が廃止となります。また、令和12年度には保険料率の全道での統一も予定されております。また、将来、北海道に支払う納付金が増額となった場合の負担軽減など、安定的な国民健康保険運営のため、保有するものであります。

なお、予備費につきましては、今後の不測の事態に備え、給付費の約1割程度であります7,136万3,000円を確保させていただいたところであります。

6点目は、保険給付費等交付金及び特定健康診査等負担金の過年度分返還金の額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,811万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,121万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税1,840万1,000円。

2款国庫支出金673万2,000円。

3款道支出金508万9,000円。

4款財産収入7,000円。

5款繰入金211万9,000円の減額。

歳入の合計は2,811万円であります。

2、歳出。

1款総務費329万8,000円の減額。

3款国民健康保険事業費納付金ゼロ円。

6款基金積立金8,000万7,000円。

8款諸支出金1,633万円。

9款予備費6,492万9,000円の減額。

歳出合計は2,811万円であります。

以上で、議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は、後期高齢者医療保険料の実績見込みに伴い、歳入の増額を補正するものであります。

2点目は、平成31年度広域連合市町村事務費繰入金、令和2年度保険基盤安定繰入金の額確定による精算及び高齢者医療制度円滑運営事業費について、所要の補正をするものであります。

3点目は、広域連合納付金について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,449万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料1,399万3,000円。

3款繰入金166万6,000円の減額。

6款国庫支出金24万2,000円。

歳入合計は1,256万9,000円であります。

2、歳出。

1款総務費121万円。

2款広域連合納付金1,135万9,000円。

歳出合計は1,256万9,000円であります。

以上で、議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入歳出につきまして、令和元年度地域支援事業交付金に係る国費、道費負担金確定により、それぞれ追加交付を受けることとし、その財源は地域支援事業費に充当し、一般財源から国、道支出金に組替えをするものであります。

2点目は、介護保険特別会計における職員給与費について、本年4月の職員人事異動による会計間異動と、11月30日に議決賜りました上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の改定等について精査し、歳入は繰入金を、歳出は総務費について、それぞれ所要の補正をするものであります。

3点目は、歳出につきまして、令和元年度介護給付費に係る国費負担金の確定により、返還金について通知がありましたので、補正を行うものであります。

4点目は、所得更正申告により、過年度介護保険料につきまして還付するにあたり、当初予算を上回る見込みのため、補正を行うものであります。

なお、収支の差額1,265万2,000円につきましては、予備費で調整したところであります。

以下、議案を朗読し、御説明にかえさせていただきます。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,187万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、議決項目であります款ご

との補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金70万1,000円。

4款道支出金43万9,000円。

7款繰入金1万円。

歳入合計115万円。

2、歳出。

1款総務費1万円。

3款地域支援事業費21万3,000円。

6款諸支出金1,357万9,000円。

7款予備費1,265万2,000円の減。

歳出合計115万円。

以上、議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うサービス利用制限による収入減額に係る一般会計からの繰入金の補正であります。

4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応としまして、ショートステイ

の利用受入れの休止を32日間、デイサービスセンターの利用を午前中の2時間に制限する40日間にわたり実施し、この対応期間中における二つのサービス収入は、当初計画に対し540万円ほどの減額になっております。

また、8月から9月におきましては、特別養護老人ホームに入所されている方が高齢による基礎疾患の悪化などから、延べ25名という平常時を大きく超える方の入院が重なり、サービス収入は当初計画に対し210万円ほどの減額となり、合わせまして750万円ほどの減額になっております。

今回の減収に関しましては、通常の事業運営では想定されない事情によることから、今後の事業運営を安定的に継続していくよう一般会計からの繰り出しをお願いし、収入の減額に係る所要額としまして、前年度繰越金を除く250万円を経営安定化対策分として繰入れを行うものであります。

また、今年度4月1日に次長職に2名が昇任し、5月の所長異動も含めた人事異動分及び給与条例改正に伴う職員人件費の所要額を補正するものであります。

2点目は、厨房地下ピットにたまりました汚水処理に係る、くみ取りと清掃に要する手数料費用の補正であります。

3点目は、感染症対策などに従事しています会計年度任用職員1名の報酬2か月分の補正であります。

なお、収支差額については、予備費を充てることで補正予算を調整するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,262万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金286万円。

歳入合計286万円。

2、歳出。

1款総務費276万6,000円。

2款サービス事業費15万8,000円。

6款予備費6万4,000円の減。

歳出合計286万円であります。

以上で、議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第6号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第6号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、給与制度改正及び人事異動に伴う一般会計繰入金の補正をお願いするものです。

2点目は、施設修理及び事業費精査に伴い、施設管理費の補正を行うものであります。

3点目は、公共汚水枡新設箇所の増設に伴い、当初予算を上回る事業費となったことから、建設事業費の補正をお願いするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億412万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金343万8,000円の減。

歳入合計は343万8,000円の減であります。

2、歳出。

1款下水道事業費343万8,000円の減。

2款公債費ゼロ円。

歳出合計343万8,000円の減であります。

2ページ以降の予算事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 7 号

○議長（村上和子君） 日程第 8 議案第 7 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第 7 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、給与制度改正及び人事異動に伴います職員給与費の補正をお願いするものであります。

2 点目は、人件費の不足分の充用に伴う予備費の補正を行うものであり、1 点目の増額する職員給与を予備費より充当することから、総予算の増減は伴わない内容になっております。

それでは、以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第 7 号を御覧ください。

議案第 7 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）。

第 1 条、令和 2 年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別補正予算額のみ申し上げます。

支出。

第 1 款水道事業費用。

第 1 項営業費用 8 0 万 5, 0 0 0 円。

第 4 項予備費 8 0 万 5, 0 0 0 円の減。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第 3 条、予算第 6 条第 1 号中「2, 9 6 5 万 4, 0 0 0 円」を「3, 0 4 6 万 4, 0 0 0 円」に改める。

なお、次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 7 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 8 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第 7 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（村上和子君） 日程第 9 議案第 8 号令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第 8 号令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

まず、補正の概要ですが、本年度の人事院勧告に伴う給与条例改正及び会計間異動による給与費の補正となっています。

主な内容といたしましては、病院施設整備室の職員を 1 名増員したことから、その経費につきまして、一般会計よりの繰り出しのルールにより補助を受けまして、給与費の増額補正をお願いするものでございます。

また、人事院勧告により既存の給与費が減となった 3 2 3 万 8, 0 0 0 円につきましては、今後の感染予防等不測の事態に対応するため、予備費に計上するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 8 号令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 4 号）。

（総則）。

第 1 条、令和 2 年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第 1 款病院事業収益 9 9 3 万 9, 0 0 0 円。

第 2 項医療外収益 9 9 3 万 9, 0 0 0 円。

支出。

第 1 款病院事業費用 9 9 3 万 9, 0 0 0 円。

第 1 項医療費用 6 7 0 万 1, 0 0 0 円。

第5項予備費323万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条、予算第8条第1号中「6億4,134万4,000円」を「6億4,804万5,000円」に改める。

次ページ以降については、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(村上和子君) 日程第10 議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)が、本年6月12日に公布され、12月12日から施行されたことに伴い、その必要な事項を定めるため制定するものであります。

当該法律の改正内容は、町村選挙における立候補の環境を改善するため、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営を町村にも拡大するものであります。

その改正の概要についてであります。1点目として、これまで候補者の負担とされていた選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、条例の定めるところにより、公費負担とすることができること。

2点目として、町村議会議員選挙において、選挙運動用のビラの頒布が解禁されたこと。

3点目として、町村議会議員選挙において、供託金制度が導入されたことであります。

このうち1点目の公費負担に関しましては、「条例に定めるところにより」と規定されていることから、選挙運動の公費負担の拡大に対応するため、本条例において所要の整備を行うものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。趣旨。

第1条、この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用のビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用のポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条以降につきましては、条文の朗読を省略させていただきます。条を追って、その概要のみ説明をさせていただきます。

まず、第2条から第5条までは「選挙運動用自動車の使用」に関する公費負担について、その限度額、届出、支払い手続、契約の指定に関し、第2条では、基準日額6万4,500円に自動車を使用できる選挙運動期間日数を乗じた限度額の範囲内で、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担できること。

第3条では、公費負担を受けるためには、自動車の使用に関する有償契約を結び、選挙管理委員会に届け出る必要があること。

第4条では、契約相手先の区分に応じ、一般乗用旅客自動車運送事業者の場合は、日額6万4,500円、事業者以外の場合は、自動車の借入れについては日額1万5,800円、燃料供給については日額7,560円、運転手雇用については、日額1万2,500円をそれぞれ上限とする限度額の算定方法を規定するとともに、その支払いに関し、契約相

手先に支払うこと。

第5条では、同一の日において複数の契約がある場合には、候補者が指定する一の契約のみ公費負担の対象とすることについて、それぞれ規定しております。

2ページを御覧ください。

第6条から第8条までは「選挙運動用ビラの作成」に関する公費負担について、その限度額、届出、支払い手続に関し、第6条では、限度額の範囲内で、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担できること。

第7条では、公費負担を受けるためには、ビラの作成に関する有償契約を結び、選挙管理委員会に届け出る必要があること。

第8条では、基準作成単価を7円51銭とする限度額の算定方法を規定するとともに、その支払いに関し、契約相手先に支払うことについて、それぞれ規定をしております。

3ページを御覧ください。

第9条第11条までは「選挙運動用ポスターの作成」に関する公費負担について、その限度額、届出、支払い手続に関し、第9条では、限度額の範囲内で、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担できること。

第10条では、公費負担を受けるためには、ポスターの作成に関する有償契約を結び、選挙管理委員会に届け出る必要があること。

第11条では、基準作成単価を525円6銭、加算額を31万500円とする限度額の算定方法を規定するとともに、その支払いに関し、契約相手先に支払うことについて、それぞれ規定をしております。

第12条は、委任規定として、本条例の必要な事項については、上富良野町選挙管理委員会が定める旨を規定しているものであります。

次に、附則についてであります。附則第1項は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第2項は、この条例による選挙運動費用に係る公費負担の適用については、施行日以後に告示される選挙から適用する旨を規定するものであります。

以上で、議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 確認させていただきます。

本条例に関しましては、本年6月の閣議決定を受けて、12月12日施行日ということで、当町は過日、11月29日に町議会の補欠選挙及び町長選挙の執行がありました。わずか2週間の差ということで、本条例を利用できないことは残念ですが、1件、今回新たにビラの頒布が開始されましたけれども、我々町議選挙におきましては、告示後に有権者の方、これまでの間800通、800枚はがきを送るということができましたけれども、今回のビラの頒布の解禁により、町議選に関して確認いたしますが、有権者の方に何枚のビラが配れるのか、確認させていただきます。

そして、これまで使用していたはがきというのは、この新規条例のもとなくなり、新たにビラに変わるのか、2点お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありました町議選挙に係ります公費負担の法律の改正の内容ということの質問かなというふうに思います。

まず、今回の法改正によりまして解禁されましたビラの配付につきましては、町議選挙においては1,600枚ということで決まっております。一応、1,600枚で2種類のビラという形になりますので、上限は1,600枚になります。

それに伴ってのはがきということでございますが、あくまでも追加でございますので、選挙運動のはがきにつきましては、これまでと同じ800枚、プラス今回、次回から選挙運動用につきましては、2種類合わせて1,600枚のビラの作成が、今度公費負担で行えるという形になってございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） まずお伺いいたします。

この条例の設置は、設置しなくてもあくまでも自治体の判断という形で私は受け止めておりますから、当然、設置するしないは自治体の判断でできるということですね、確認いたします。

もう1点お伺いしたいのは、これは公職選挙法という形の中で、住民も関わる問題であります。そうしますと、ビラの上限が1,600枚という形になっております。有権者は、上富良野町も9,000か1万ぐらいいますので、そういった方々に全てビラの配付が、見るできないという、いわゆる1,600人しか見ることができないと、選挙期間中のビラの配付ですね。単純に1,600枚です。

から、こういうことも想定されるわけであります。

そうしますと、住民にとって分かりやすい開けた選挙法の在り方という点では、制限があっては困るというふうに思いますが、こういった点でどういう認識なのか、また住民に関わる条例等であれば、当然のごとく説明会やパブリックコメント等行いながら、設置に当たっての事前の住民説明会を行いながら、今度の選挙法の改正はどう変わるのかということをも十分知る機会も有権者にとっては必要ですし、行政側にとっては知らせる機会を当然きちっと設定しなければならないというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、借上げの自動車、選挙運動自動車の設定であります。一般乗用旅客自動車運送業者との契約の場合 6 万 4,500 円、上記以外の自動車の借入れ契約は 1 万 5,800 円という形になっておりますが、よく分からないのですが、これはどういう事業者、それぞれという形になっているのかちょっと分かりませんので、この点お伺いしたいというふうに思います。

次、ちょっと長くなりますけれども、申し訳ありません。この機会でないといけないので。例えば、A という人が、その親族から車を借りた場合、こういう場合は公費の該当になるのかどうなのか、この点もお伺いしたいというふうに思います。

ポスターの作成の件であります。これはあくまでも公設掲示板の枚数以上契約、あるいはしてはならないという形になるのか、例えばいろいろな条件の中で破損した、するという想定も当然想定されますので、そういった場合、公設掲示板以上の枚数を制作しなければならないというような条件も出てくるかというふうに思いますが、そういった部分の点はどのようになのか。

ちょっと前後しますが、チラシの配付で、あくまでもこれは公の 1,600 枚だけという形の公費負担で、新聞に折り込みましたという場合は、その部分については公費負担の該当になるのかならないのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。いずれにしてもこういった公職選挙法の改正というのは、非常に住民との関わりも切実な問題でありますので、きっちりと説明責任も果たさなければならないというふうに思います。

最後の質問になりますが、今、非常に手不足だという形で、15 万円の供託金を積まなければならない。そういうお金も、なかなか用意することもないという人が仮にいた場合、逆にこれがなり手不足をさらに広げる可能性があるかというふうに思いますが、この点。明らかにやっぱり公設の経費で、自由に誰でもができるような条例制定して、

そこできちっと有権者に政策を訴えるということが、非常に大事になってきている部分かなというふうに思いますので、こういった部分も含めて現状の考え等について、まだまだこういった部分、総務の委員会、検討委員会のほうでも、もっとこういった経費を下げてはどうかというふうにあります。そういう意見もあったという話、聞いております。

もう 1 点、申し訳ありません。この近隣町村で、道内でもいいのですが、公の自治体で市段階では、それ以上のところでは供託金制度があるというふうに、そういうことで町村段階で供託金制度、実施しているというところも耳に挟んでおりますが、こういった状況があるのかなのか含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7 番米沢議員からありました今回の条例改正に関します内容の部分につきまして、私のほうからお答えをします。

前段多くの質問いただきました。その中で一番最初に質問の前提なのですが、基本選挙執行につきましては、公職選挙法に基づいて行うというのが大原則なので、その行い方につきまして、町それぞれ自治体が独自の判断をできるということが、かなり限られているということは御了解をいただきたいと思ひますし、あと、その中でこれまでもそうですけれども、必ず選挙を適正に執行するために自治体としてやらなければならないというところも、そちらのほうに規定がされている中で、町がどのように判断して条例をつくっていくかということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、まず最初にありました今回の条例に関します自治体での条例については自治体での判断かというところでございますが、法律上は自治体の判断という形になります。

条例に定めるところにより、公費負担ができますよというところでございますので、ここは自治体の判断ということになります。これにつきまして、町が設置しております選挙管理委員会の中で協議をいただいて、今回の条例の上程にしたというところでございます。

ただ、この判断でございますが、基本は先ほども言ったように、選挙執行する上での部分でございますので、この公費負担を当町だけがないというような理由につきましては、基本見当たりませんので、適正な選挙を執行するためには法律で規定されているものについて、町としても公費負担すべきということで条例の上程に至ったところでございます。

それと、続きまして 2 番目にありましたビラの枚

数の関係でございます。

先ほど言いましたが、町村議会につきましては1,600という枚数で足りないのではないかといいところでございますが、こちらの枚数の部分につきましては、これまでもそうですが、いわゆるそれぞれの選挙区の人数に応じて、国会議員であれば衆議・参議、都道府県知事であれば幾ら、道議であれば幾ら、首長であれば、市であれば何枚、市議であれば何枚、町村では町村長であれば何枚、町村議会は何枚ということで、制度上は広くその人に対する有権者がどのぐらいでなるかということで、それぞれ基準が決められていますので、この1,600枚は当町独自で町長と同じ2,500枚まで、公費負担をしますというようなことは想定をしておりませんし、出せる枚数の上限というのは法律の中で1,600枚までというふうに規定をされていますので、それを超えて出すことはできないという形になってございますので、御理解をいただければと思います。

すみません。ちょっとビラの関係で、それで今1,600枚の部分につきましては、国の提言というようなところで、町村につきましては1,600枚で規定をされているということと、あと、チラシに関しましては、先ほど言いました新聞折り込みの部分ということでございましたが、ちょっと御質問のあれがあれなのですけれども、今回の、今回といいますか、ビラの配付については1,600枚、これは今でもありますけれども、証紙を渡します。1,600枚に貼ってもらいます。それを配れるのは個人演説会の場所でやるか、街頭演説の場所でやるか、新聞折り込みにしか入れられないので、1,600枚を使って新聞折り込みにすることはできませんということで、あくまで1,600枚以内の中で、今、言った頒布の方法でやっていただくという形になってございます。

それと、次に自動車の契約の関係で、自動車につきましては先ほど言ったように、いわゆる運送業者の持っているところに運転手さんと車と全部というふうになれば1日6万4,500円が上限になりますよ。そうではない場合は、個人で借りるという部分もありますので、その場合はいわゆるタクシー業者ではなくて通常の車をレンタルする場合、そういった車の借り上げの分、それと運転手さんはまた別にお問い合わせするときは運転手さんと契約、それと燃料供給についてもそれぞれスタンドと契約していただいて、そのスタンドの契約ということがあって、その3種類で車が動くというような形になります。

あと、先ほど言いました車の借入れ先なのですけ

れども、こちらにつきましては条例のちょっと分かりづらいのですが、第3条の中に車の借入れの相手先というのが規定をされていて、ちょっとここ回りくどいのですが、ここに書いてあることは、個人から借りる場合、いわゆる同一生計の親族から車を借りる場合につきましては、基本だめです。有償契約はできません。ただ、その人がいわゆる先ほど言いました業として、商売としてやっている場合につきましては、あくまでも商売先からちゃんと借りられますので、それはオーケーなのですけれども、同一の親族なので、自分のお父さんとか息子さんとかが持っている車を借りるということについては、あくまでもそこは認められていないので、5万円で借りるよというふうなことで契約しても、それは認めませんというのがこちらに書いていますので、あくまでも商売といいますか、それをなりわいとしている方との有償契約だと。

あと、同一親族でなければいいので、近くの応援している方から1日幾らで借りよというのはいいのですけれども、認められないのは同一の生計にいる家族の人の車を借りたことにして使うというのは、この対象にはならないということで、第3条の中に規定をさせていただきます。

続きましてポスターですね、ポスターの枚数なのですけれども、こちらにつきましては限度額の算定が、先ほど言いました基準単価に掲示場の数掛けて一定額を加算してやるという形になりますので、その金額以内で経費を負担しますので、実際にこれまでもそうなのですけれども、発注するポスター枚数というのは掲示板に貼る大体予備も含めれば、1.5倍から2倍ぐらいは皆さんつくと思うのですけれども、あくまでも計算した金額の範囲内で作成される分についてやりますので、ポスター何枚までしか出しませんよということではございません。計算した金額内であれば、その金額内での公費負担を行うという形になってございます。予備分も含まれるのかなと思っております。

それと、あと手不足といいますか、供託金との関係です。

こちらにつきましては、先ほど言ったようにあくまで供託金制度は法律で決められますので、今回、この部分について町が入れないということはないのです。次回からの町議会、市町村議会議員選挙につきましては、あくまでも供託金制度が実施されるという形になりますので、そこは供託金は一度納めていただくという形になります。

ただ、供託金は没収点を普通は取れば、ちょっと遅くなりますが、お金はきちんと戻ってきますので、あくまでもいわゆる言い方ちょっとあれですけ

れども、冷やかしかかそういうので出るのを防止するという観点もありまして、供託金制度というのがあるということで、御理解をいただければなというふうに思っております。

それと、近隣の状況でございます。

沿線の町村でございますが、基本的には今回かあるいは来年の3月、選挙の日それぞれですので、今回の12月と来年の3月で、今、上程を予定しているというのがほとんどになっておりまして、内容的には金額の上限につきましては、当町が今回出した内容とほぼ同じ内容のものでそれぞれでということでございます。

それとあと説明会、パブコメ等はどうだったのだということでございますが、あくまでも一番最初に言ったように、町が判断できるところはかなり限られていますので、そこについては一定程度やはり今回の制度改正というのが、先ほど米沢議員からありましたが、うちはあれですけども、他の町村におきましてはいわゆるなり手不足という中で、どうかいろいろな人にぜひ出てくるような選挙ということで、いわゆる候補者の出やすい選挙を目指そうということで、全国的に今回の法律改正になってございますので、そこに当町独自で何か、それを越えることはできませんので、それをそういうふうに出やすい環境を狭めるという考え方はありませんので、あくまでも制度としては国の法律が実現できるようにということで、特にパブコメ等は行う予定はしていなかったということでございます。

あと、最後であります。あと、公費負担に関しましては、あくまでも限度額を設定します。使うか、公費負担を受けるか受けないかは、また別な話になります。計算上、例えば車のやつでいきますと、6万4,500円に5日間掛けますので30万円ぐらいになるのですけれども、30万円、候補者全員に、ただ単純に全員30万円払うということではありませぬので、あくまでもその中で使った費用に対して公費負担をしますのです、それ以上お金かかっている人はそれが上限ですし、悪い言い方をしますと、車を使わなければ、その人には1銭もお金は行きませぬということなので、あくまでもどの程度使われるかは、それぞれの候補者の方が自分の考えの中で運動をするという形になっていますので、ここで金額出たものが候補者全員に単に配られるというようなものではないということについては、御理解をいただければなというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、多分、答え出ていると、よろしく申し上げます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 大変説明ありがとうございました。

ました。

それで私の考えているのは、例えばチラシ、ビラでも1,600という形の限度が設定されております。これは本来であれば自由に、今の公職選挙法というのは数々の制限がありまして、選挙になったときには顔入りの写真のものは、いわゆる公設で決められた以外の枚数しか配付することはできないというような制約が出てくるわけです。

本来でありましたら、多くの有権者にやはり政策を知ってもらおうとすれば、やっぱりそういった部分を制限を緩和する、排除するなどして、きっちりとした公職選挙法に基づいて多くの人にその政策を知ってもらうということがあるわけです。こういった上限が決められれば、非常にその趣旨から反するものではないかというふうに思っています。

確かに今回の条例は、多くの人たちが出られるような環境をつくったという形にはなっております。しかし、一方で見れば、15万円の供託金が果たしていいのかどうかということも、これは多くの課題、問題が残っております。世界的に見てもこういったぎゅうぎゅう詰めのような制度を緩和して、もっと広く有権者に多くの政策を知ってもらうという形の中で、制度をどんどんどんどん供託金制度もなくする傾向があるわけですが、この日本においては、そういったものがあるという状況の中で、非常に困惑するという状況に私自身考えております。

含めて聞きたいのは、仮に自治体がこの条例を設定しないと決めた場合、担当課長おっしゃるように公職選挙法に基づくというか、独自のこの政策を、公費負担の政策をつくるということもできると思います。その場合であってもチラシというのは、ビラというのは1,600枚、超えてはならないというような上限設定が出てくるのかなというふうに思いますが、まず確認いたします。この公費負担の条例をつくるつくらないは、あくまでも自治体の判断だと、制定した場合においても1,600枚のビラの上限だとか、独自で自治体で設定した場合であってもかなり制約があるということですか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました制限の関係でございますが、先ほど議員から御質問のありましたいわゆる選挙運動上の制限というのは、この日本の選挙制度におきましては、限られた者しか選挙運動はできないという仕組みになっていますので、この条例をつくるつくらないに限らず、この条例はつくるから1,600枚の制限があるということではなくて、あくまでも公職選挙法でやれる選挙運動というのは、こういうものがありま

すよということは決まっているということについて皆さん経験値ありますので、あると思いますので、この条例をつくらなかったからといって1,600枚のビラは、もっと自由に出せるのだろうということではございません。あくまで1,600枚のビラは、この条例とは関係なく、今まで町村議会議員の方だけ認められていなかったビラが、次の選挙からは1,600枚まで出せますよということで、そのときになればそれ用の証紙を皆さんのために、皆さんといいますか、そのときに立候補された方になるところでございますので、そこはこの条例とは関係ないところで、あくまでもそこは法律が決めたことということで、上富だけではなくてどの町に行っても、その制限はあるというところでございます。

あと、自由な選挙という部分と、極力候補者の方の負担を少なくしようという部分でございますが、こちらを改めてなのですけれども、基本は昔は選挙が、自分のお金で全部やりなさいというのが本当の昔あったのですけれども、そうなりますと、実際に過去はいわゆる資力のある人しか選挙に出られなかった。それではだめですよということで、今の選挙制度がつくられてきて、一定程度公費でいろいろな部分を負担して、いろいろな人がそういう政策をみんなに伝えることができるよということがありまして、これまでもそういう部分でいわゆるうちの町でいきますと選挙公報、新聞みたいなやつも公費負担で出しますので、それ以外の何も出せなくても選挙公報は、必ず町の負担として出しますとか、あとポスターの掲示板につきましても、あちらも本来は必須ではありませんが、当町、ほとんどそうなのですけれども、貼る場所をきちんと決めましょうということで、そのポスター掲示場の設置も公費負担でやって、極力、候補者御本人が直接負担にならないようにということでこれまでも進めてきておりますので、そこら辺はぜひ御理解をいただきたいのと、あと供託金につきましては、これもあくまでも国の決まりですので、うちだけ8万円にしますとか、援助しますということはできませんので、申し訳ございませんが、そこは御了承をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙

運動の公費負担に関する条例は、なお、十分な審議を要するものと思われますので、この際、総務産建常任委員会に付託し、審議していただきたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、総務産建常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

ちょっと換気の都合もございますので、再開は10時50分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第10号

◎日程第12 議案第11号

◎日程第13 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第10号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第11号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第12号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

関連がございますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例、議案第11号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、議案第10号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例につきましては、租税特別措置法及び地方税法が改正され、延滞金の割合の特例に係る規定について、整備するため条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、附則第4項に規定する「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に変更するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例。

上富良野町債権管理条例（平成28年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に改め、「租税特別措置法」の次に「（昭和３２年法律第２６号）」を加え、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。

施行期日。第１項、この条例は、令和３年１月１日から施行する。

経過措置。第２項、この条例による改正後の上富良野町債権管理条例附則第４項の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上、議案第１０号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例の説明といたします。

次に、議案第１１号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

租税特別措置法及び地方税法が改正され、延滞金及び還付加算金の割合の特例に係る規定について、整備するため条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、１点目は、附則第３条に規定する「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合」とそれぞれの名称に変更するものであります。

２点目は、市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金等の割合について、平均貸付割合に年に１％加算していたものを、年０．５％に引き下げるものであります。

３点目は、延滞金及び還付加算金の割合が０％となることのないよう０．１％未満となる場合につきましては、下限を０．１％の割合とするよう改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第１１号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年上富良野町条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第１項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に改め、「租税特別措置法」の次に「（昭和３２年法律第２６号）」を加え、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適

用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第２項中「特例基準割合が」を「還付加算金と特例基準割合（平均貸付割合に年０．５％の割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第３条第１項に規定する特例基準割合」を「附則第３条第２項に規定する還付加算金特例基準割合」に改め、同条第３項中「前２項いずれか」を「第１項又は第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３項、前２項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前２項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年０．１％未満の割合であるときは、年０．１％の割合とする。

附則。

施行期日。第１項、この条例は、令和３年１月１日から施行する。

経過措置。第２項、この条例による改正後の上富良野町後期高齢者医療に関する条例附則第３条の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

以上、議案第１１号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第１２号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

租税特別措置法及び地方税法の改正により、延滞金及び還付加算金の割合の特例に係る規定について、整備するため条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、１点目は、附則第６条に規定する「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合」にそれぞれの名称に変更するものであります。

２点目は、市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金等の割合について、平均貸付割合に年に１％加算していたものを、年０．５％に引き下げるものであります。

３点目は、延滞金及び還付加算金の割合が０％となることのないよう０．１％未満となる場合は、下限を０．１％の割合とするよう改正するものであり

ます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第12号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成12年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第6条第1項に規定する特例基準割合」を「附則第6条第2項に規定する還付加算金特例基準割合」に改め、同条第3項中「前2項のいずれか」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とする。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例による改正後の上富良野町介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

以上、議案第12号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第10号、議案第11号、議案第12号について、一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町債権管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

改正の趣旨といたしまして、我が国のエネルギーの需給構造の逼迫の解消や地球温暖化対策に係るパリ協定の目標達成に向け、住宅・建築物の省エネ対策の強化を喫緊の課題と位置づけ、規模・用途ごとの特性に応じる実効性の高い総合的な対策を講じるもので、関係法令であります「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が改正され、令和3年4月1日に施行となることから、限定特定行政庁である本町においても適合性判定事務が発生することから、新たに徴収項目を設けるものです。また、あわせて消費性能向上計画認定及び消費性能基準適合認定の認定事務に係る徴収項目を新設するものです。

また、仮設建築物建築許可に係る建築基準法、長期優良住宅建築等計画認定に係る長期優良住宅の普

及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令、低炭素建築物新築等計画認定に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正若しくは制定に伴い、引用条項及び手数料の低減条件の変更、審査事務の追加並びに徴収区分及び手数料額の見直しを行うものであります。

改正内容としましては、1点目は、建築基準法第85条の改正による関係条例を改正するものです。

2点目は、手数料の低減条件の変更としまして、長期優良住宅建築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画認定の事前審査に関する法令の変更があったことから整理をするものです。

3点目は、審査事務の追加といたしまして、長期優良住宅建築等計画認定において、増改築時の認定事務を追加し、また建築物エネルギー消費性能に係る適合性判定、向上計画認定及び基準適合認定の審査事務を追加するものです。

4点目は、徴収区分の見直しといたしまして、長期優良住宅建築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画認定の住戸数区分において、6戸若しくは5戸以下の上限値を撤廃するものです。

5点目は、手数料額の見直しといたしまして、本町が限定特定行政庁として行う事務コストを追加項目等の手数料算定に合わせまして、既存委託料を見直し、北海道と同額と算定したところです。

以下、議案の朗読と別表の改正部分について、概要のみを御説明申し上げます。

議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

1ページの別表中46の項においては、建築基準法の改正による第85条各項の条項ずれの対応により改正をするものです。

4ページを御覧ください。

4ページの48の項においては、長期優良住宅建築等計画認定について、新たに増改築時の認定申請が可能になったことから、徴収項目を追加するものです。また、指定評価機関の事前審査を受けるなどの手数料を低減する条件を改正するものです。

5ページを御覧ください。

49の項におきましては、長期優良住宅建築等計画認定の変更申請に係る関係法令の改正に伴うものであり、手数料につきましては48の項と同様に改正を行うものです。

6ページを御覧ください。

6ページの52の項及び7ページの53の項においては、低炭素建築物新築等計画認定について、48の項及び49の項と同様に、指定機関の事前審査

を受けるなどの手数料低減する条件を改正するものです。

続きまして、別表末尾の61の項、その他の証明手数料を65の項に繰り下げ、新たに7ページにあります61の項におきましては、建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する申請手数料を、8ページの62の項におきましては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関する申請手数料を、63の項におきましては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更に関する申請手数料を、9ページ、64の項におきましては、消費性能基準適合認定に関する申請手数料を新たに設けるものです。

また、46の項を除く各申請におきましては、事前に評価機関等の技術的審査を受ける場合と、技術的審査を含みます全ての審査を町が行う場合の二通りの手数料体系となっております。

以上、別表の概要説明といたします。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第15 議案第14号財産の取得について（日の出公園駐車場用地）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第14号財産の取得について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、第3回定例会において、補

正予算並びに公園条例の改正をお認めいただきました日の出公園用地の財産取得に関するものです。

この用地につきましては、所有者との交渉を重ね、売買することの承諾を得て、令和2年11月19日に仮契約に至ったところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以下、議案を朗読し、提案の説明といたします。

議案第14号財産取得の件について（日の出公園駐車場用地）。

日の出公園駐車場用地として、次の土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、所在地、空知郡上富良野町旭町5丁目614番の8の内。

2、地積、1万5,096.83平方メートル。

3、地目、田。

以下、取得の相手方及び取得価格について、記載のとおりであります。

以上で、議案第14号財産取得の件についての説明といたします。

御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 9月定例会において、本事業に係る関係条例の改正と用地買収費の予算化がなされ、議会では修正動議の提出もありましたが、結果、用地買収費の予算は可決されました。

議場においては、賛成、反対の立場から討論がなされ、今結果に至っております。

その中で、日の出公園駐車場拡張整備事業と銘打ったこの計画においては、理事者側の答弁では、土地を購入し、その後、R3年度に造成工事発注とまでのスケジュールしか示されず、その後の具体的な関しては瑕疵が見受けられ、あまりにも不透明で質疑があった後は、御答弁では都度答えるといった形で、計画そのものの不備が多く見られました。

9月の定例会より2か月が経過いたしました、本事業計画の総額予算、そして実施期間、これは造成工事に要する期間、そして整備完了後の維持管理費が幾らぐらいになるかなど、具体的な事業計画案はまとまりましたか、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午前11時15分 休憩

午後11時15分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

ただいまの質問につきましては、9月3回定例会で審議され、財産取得に係る補正予算が可決されておりますので、それ以外の質問でありましたら、契約内容とかだったらよろしいかと思いますが、ただいまの質問はそういうことでございますので、ちょっと受け付けできませんね。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） これは、あくまでも日の出公園駐車場拡張整備事業に係る一連の事業の中の入りの口として、まず土地の購入をするということで関連があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では取得の件でお伺いいたします。

この取得に対しての提案の中に所在地が、空知郡上富良野町旭町5丁目614番8の内という表記がありますが、通常、公有財産取得の際には、しっかりと地番が表記されるべきと考えますが、この提案そのものの自体この内というものは解釈によっては、このような全体の中のさきに示された地積分を買いますということでの理解として、後にこちらをイメージしたのが、こちらになるとかといったような不備が考えられると思うのですけれども、その点御答弁願います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

今回、土地を購入するところ大変広い土地でございまして、そのうちの旭町5丁目614番の8の内になってございます。購入した後に、その土地が変わるとか、そういうことはございません。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） この提案そのものに関しては、内という表記で問題はないということでよろしかったですか、確認します。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

このような表記で間違いはないと思います。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 改めてお伺いいたします。

今回の土地価格設定に当たってお伺いいたしますが、加算額が設定されております。通常の加算、通常のいわゆる売買取引より、ちょっと交渉を有利に進めるということで加算額が設定されておりますが、なぜこういった加算額を設定して、今回の土地取得価格になったのか、この点確認したいと思えます。本来でしたら、当然、加算額等は加算しなくても十分対応できるものだというふうに思えますので、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの質問でございますけれども、既に3定で財産取得の補正予算が可決されておりまして、いろいろと財産取得の審議をやりまして、今後の利用とか利活用とか、ただいまの質問なんかも今回上程されていますのは財産取得議案の審議で、今、おっしゃったのはちょっと違いますので、よろしく願ひしたいと思います。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） これは非常に重要な問題で、価格設定の在り方について、価格が出ているのですから、僕は必要以外のことはなるべく聞かないようにして、ここの部分に収めて質問したのです。議長、その意を介していただきたいと思えます。

問題があります。それと面積設定であります、広大な面積になっておりますが、非常に現行でも十分利用可能でありましたが、1万5,000の面積設定に至った経緯についてお伺いいたします。これもだめですか。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この議場というのは、きちっとやり取りに対して答える、そういった場所があります。ですから、前回のことはなるべく蒸し返すことなく、必要最小限の質問をしたわけですから、それにも答えられないということであれば、議会の本来の役割がなくなってしまいます。そういう意味で、きちっとそういった必要最小限の部分は答えていただきたい。町長。どなたでもいいですよ。とんでもない話だ。

○議長（村上和子君） ただいまの質問でございますけれども、9月の3定で予算内容とか、また今後の取組とか、かなり議論をいたしまして、それでこ

れぐらい、今、議事録ございますけれども、既に補正予算が可決しておりまして、日の出公園の必要、不必要だとか今後の整備とか活用につきましては、上程されている財産取得議案でございますので御理解いただきたいと思います。よろしく願ひいたします。

ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 私は、何点か確認させていただきたいと思えます。

1点目ですが、今、土地を購入しようとしているところは、都市計画上、ここは白地の土地であります。ところが、この白地の土地を購入するに当たって、宅地見込み地として単価を設定されているというのがどうも分からない。

それからもう一つは、この駐車場の横に公衆道路をつける部分もここに載っています。これも必要最小限の土地を求めるべきに、道路なぜ必要なのかということをお伺いします。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 説明してくれていれば、こんなことは言いません。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 道路敷地の分は、いわゆる税金を使って駐車場買うのは分かりますよと、例えば理解しましょう。ところが、その横に道路が、購入するのになっています。道路なぜ必要なのか、私は入り口だけでいいと思えますよ。

○議長（村上和子君） これは既にいろいろと審議、ここの整備、利活用とかそういうことは審議、本当にこれぐらいございますけれども、いろいろ審議、この中に答弁……。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 道路の分についての購入の説明はありませんよ。道路の分の購入は、確かにそれをまとめて買うとは言っているけれども、それはなぜ必要なのかと言っていないですよ。

○議長（村上和子君） この日の出公園の駐車場の必要とか、不必要であるという質疑は、既に何回も審議をいただいたことでございます。御理解いただきたいと思います。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 先ほどから、同僚議員がいろいろなことで質問をしております。それが9月の議会に、いわゆるきちっと説明をしているというふうに言われました。ところが、我々この件に関しては、総務産建常任委員会が所管であります。私たちは委員会の中で、この土地については不要ではないけれども、不急だと言ったのです。私はそれ町長に

言っていますよ。今、買うべきではないと。確かに今が、機は熟したからと言っているけれども、結果的には多くの町民が求めていると言ったって、多くの町民なんか、誰が多くの町民認めるのですか、何の根拠もないですよ。

○議長（村上和子君） それは、今、おっしゃる場ではございません。今、財産取得についてでございますので……。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） そうだったら、基本的には購入しないようにしてください。

○議長（村上和子君） 4 回なら、3 回まででございます。

ほかにございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） この予算が9月に可決となっているのですが、この300台の駐車スペースは必要というこの計画は、コロナ禍になる以前に過去の実績から算定して出たものだと思いますけれども、このコロナを受けて、この2か月でもコロナ禍、この影響というのは終息見えなくなっています。コロナ禍を受けて、コロナ感染症対応の計画にするなど、臨機応変に見直す必要があると思いますけれども、事業規模の見直し等は考えていないのかお聞きします。

○議長（村上和子君） 今の御質問も9月の3回定例会におきまして、元井議員のほうからそういうお話がございまして、そういうことをおっしゃった後に可決されている案件でございますので、今回は財産取得のことについてでございますので、御了解いただきたいと思います。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 先ほどから財産取得の件で、前回も可決されているからということをおっしゃられますが、通常の本来の財産取得であれば、執行機関の限りでなし得るものであるのですが、今回このように財産取得とあって、また議会の議決に付すべき事項だと定められているのは、地方自治法第96条で定められておりまして、面積が5,000平米メートル以上で、しかも金額が700万円以上である場合の財産取得に限っては、議決を要することとなっています。

それというのは、町に与える、財政に与える影響が、可能性が大きいから重要な経済行為に当たるということで、もう1度、慎重に考えなければならないということでそう定められているのですけれども、今のこの話を見ますと、予算可決しているのだから、そのまま流れ作業のように可決する、形だけの採決、形だけの議決を進めるみたいなその流れ、

今、そんなようであれば、この議決は全く無駄な時間だと、私は考えます。

やっぱりことは、議長、ちゃんと質問に答えていただきたいですね。この可決が決まってからの2か月で、コロナ終息していないのですよ。それを見越して、コロナ禍になる前の計画で、そのまま進めるといっては私は納得いきません。もう1度答弁お願いします。

○議長（村上和子君） ただいまの元井議員の質問でございますが、議事録に元井議員の発言、今、コロナ禍だということは何回もこの間発言をいただいております。見直したらどうかということをお願いしておりますが、その意見もお述べになりまして、議決をさせていただいて、可決しているわけでございます。そういったこと、前回の9月の定例会で元井議員もいろいろ、そういう御意見をたくさんいただきまして、お話あったと思うのですが、その結果、可決に至っているわけでございますので、そこをちょっと御了承いただきたいと思います。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本件に反対者、次に本件に賛成者の順に行います。

まず、本件に反対の討論を許します。

8 番荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） ただいま議題となりました議案第14号日の出公園駐車場用地財産取得に対し、反対の立場から討論いたします。

世界的に感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症により、観光需要の回復は早くも2年から3年、長引くと4年から5年かかると言われており、このコロナ禍で観光客の行動様式は徐々にさま変わりし、今後においては日本人・外国人を問わず観光客は集団行動を避け、個人・少人数行動を好むようになると予測されます。

そのような中、観光業界では、今やコロナが終息したら観光誘致を進め、観光客数をV字回復させるなどという、数の減少を数で補うという発想は今後あり得ないと考えております。そこで当町における今後の観光振興策を考えると、イベントなどを開催し集客を図るなどといった数の観光は、決して持続的とは言えません。

今、日の出公園駐車場拡張整備事業の提案理由は、町の観光拠点として日の出公園は多くの方々に利用されているが、駐車場が狭隘なため観光シーズンははじめ、イベント来場者に御不便をかけるとの

ことでの提案がなされております。観光客は、平時においてもこの10年間で90万人から60万人まで減少、そして当町のイベント集客においても、この5年間で実人数は半減しております。果たしてこの提案理由そのものは、このコロナ禍で通用するとは到底考えにくいものとなりました。

真にコロナ後の観光振興を考えるときに、自治体の今なすべきことは、これまでの観光戦略の前提が覆ったことを認識し、地元関係者とともにポストコロナ時代の観光戦略を早急に策定し、持続可能な観光、いわゆるサステイナブルツーリズムの構築をすべきと考えます。イベントを開催し、集客を図るなどといった発想は今すぐ捨て、持続的ではない数の観光ではなく、今は一旦立ち止まり、当町のすばらしい自然資源をこのコロナ禍の間に磨き上げる努力をしていただき、数の減少を数で補うのではなく、数の減少を質の向上に変えることが必要だと考えます。

日の出公園そのものは全道に誇るキャンプ場があったり、まだまだ公園そのものは魅力が数多く点在し、伸びしろがあることは十分理解しております。日の出公園の魅力再生計画もしっかりと庁舎内資料として計画をつくり上げております。コロナが終息した後に、これら計画を利用し、新たな魅力づくりをしてみたいかがでしょうか。

歴史的に遡ってみても国際旅行者数は、1973年から74年のオイルショックの時も一時的に落ち込みました。その後すぐに回復し、上昇し始めた後、2001年の9.11、そして2008年のリーマンショックの後、一時的に落ち込むことはあっても、その後必ず右肩上がりの成長を続けています。旅という産業は、短期的には打たれ弱いものですが、長期的にはとても打たれ強いという側面があります。これは人々の旅に対する欲求は尽きることはないと言われており、この今、日の出公園駐車場拡張整備事業は、その後に当町にも再び多くの観光客が訪れる日がきつと来ると考え、ただいまの段階での整備計画に関しては、あまりにも時期尚早であることから以上を理由として、反対の理由とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、本件に賛成の討論を許します。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） この財産取得について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、反対討論で同僚議員がおっしゃっていましたが、今後コロナ禍が延びて、観光客がまだまだ先に延びるというような予測で反対をされていましたが、私は、このコロナ禍でも道内客・国内客、イン

バウンドを除いたとしても富良野・美瑛間、今年の夏、大きな観光客が来ているということです。

日の出公園の駐車場は、昭和50年から60年代ですか、ピークであった頃、駐車場があった時のにぎわいを十分回復できるような資源が日の出公園にあると私は思っています。

そこで今すぐ買わなくてもというわけではなく、早期に今回、9月の定例会で多くの議論をした中で、用地取得の予算が議決をされてきた経緯も踏まえて、議会で決定したことです。この取得というのは、淡々とその次の事務をやっているのだらうと私は考えています。今後、日の出公園のこの駐車場を観光振興の拠点とか、町のイベントの拠点としてしっかり捉えてコロナ後、1年、2年はなかなか観光客が戻らないかもしれませんが、その先を見据えた上富良野町の観光振興政策とか、まちづくりの拠点として大きく寄与する駐車場だと思いますので、この取得については、賛成という考えで討論させていただきます。

終わります。

○議長（村上和子君） 次に、反対討論を許します。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 反対の立場から討論いたします。

私は、9月の定例会でも、それ以前からも一貫して言っておりますけれども、今、日本・世界はコロナ禍の真ただ中にあります。コロナの終息は全く見えず、それどころか感染者数、死者数は増え続けており、新型コロナウイルスによる状況は刻々と変化しています。かつて経験したことのないような状況に今あります。その中でやはり状況に合わせて、臨機応変に対応していかなければならないと私は思います。

この日の出公園駐車場の拡張事業は、イベント開催時の駐車場が狭隘なため、土地を購入し、約300台の駐車場をつくるものでありますけれども、残念ながら今年のイベントはコロナ禍を受けて中止、または形を変えて無観客のオンラインで行われました。来年度以降のイベントについても全く見通しが立っておりません。予算を議決した9月の時点でもイベントの見通しは立っていませんでしたが、あれから2か月経過し、イベントの見通しどころか、コロナの状況は悪化しています。

観光の回復、インバウンドの回復がいつになるのか、マスクの要らない生活いつになるのか、みんなが密になってわいわいイベントを楽しめる日がいつになるのか、昔のようなイベントが開催できるのか、今は誰にも分かりません。そんな状況下で、コ

コロナ禍になる以前に立てた計画をそのまま進めていいのか、私は、このコロナを受けて駐車場拡張事業計画、事業の規模縮小など見直す必要があると思います。

イベント時に300台の駐車場のスペースが必要だという計画、コロナ禍になる以前に過去の実績から今後も同規模のイベントが開催されて、同等の来場者数見込んで算定した駐車場スペースであると思います。今はイベントの在り方、観光の在り方が変わりつつあります。これからの時代のイベント、以前と違う例えばですけれども、お家でも楽しめる動画配信など組み合わせたハイブリッドなイベントとなる可能性もあります。可能性はゼロではないという、逆に言えば今後のイベントが以前と同じ規模で、同じ来場者数が見込めるという可能性も何年先に必ずそうなるということも、今は誰にも言えないという状態です。このコロナ禍になる前の計画をそのままは進めるのではなくて、やはりアフターコロナ見据えて、このコロナ禍を受けていま一度計画を見直すべきで、今後のイベント・観光などの見通しが立たない状況で、このコロナを全く考慮しないで算定した計画を進めるのには、やはり私は納得いきません。

また、今回の財産取得、駐車場の拡張整備事業という日の出公園駐車場拡張整備事業という名のもとに、今回は土地を購入するものであります。駐車場整備事業といいながら、整備計画の見通しが不十分で、今後、舗装になるのか、砂利なのか、また冬の除排雪等も含めた年間維持計画のシミュレーションも曖昧で、先が見えない不透明なままこの駐車場整備事業計画ではなく、これだと土地購入事業、土地購入ありきのように見えます。私は、駐車場拡張整備事業というのであれば、せめてどういった駐車場になるのか、砂利なのか、舗装なのか、整備計画をはっきりさせてから進めるべきと考えます。

先ほども言いましたが、地方自治法第96条で議会の議決に付すべき財産取得と定められております面積が5,000平米以上であって、しかも金額が700万円以上である場合は、財産取得に限って議決を要することと定められております。本来の財産取得は、執行機関の限りでなし得るものでありますが、今言った一定の価格・規模以上の財産取得は、町の財政に影響を及ぼす可能性が大きい重要な経済行為にあたり、町長の判断のみに委ねるのではなく、住民の代表である議会の議決を得ることで、住民の代表意思に基づいて適正に行われるためとあります。

この事業は、それだけ財政に与える影響が大きく、慎重に考えなければならないものだと思います。

す。本来の財産取得と同様に、金額が大きかろうと規模が大きかろうと予算を可決したのだから、流れ作業のように可決するのであれば、形だけの採決、表決、形だけの議決を進めるということであれば、これは全く無駄なことだと思います。

住民の代表である議会が民意を的確に反映するためにも、いま一度、慎重に考えて進める必要があると思います。コロナの影響で、今まで以上のこれから財政難になるものと思われます。5年後には町立病院の建て替えも予定されています。今回、公共施設整備基金、約5,000万円で土地を購入し、今後の造成工事や整備費は、億を超える金額が必要と言われています。資金に余裕があるのであれば、私は何も言いませんが、多額の資金が必要でタイムリミットのある町立病院建設を優先すべきで、町立病院の建て替えに伴って取り壊される子どもセンターなどに充当していただきたく、この事業は今決めで、コロナ禍を受けて観光やイベントの見通しが立ってから再度検討すべきと考え、反対討論とします。

○議長（村上和子君） 次に、賛成の方の討論を許します。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は、議案第14号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

確かに、新しく町長になられる方が、このタイミングでの土地の取得に前向きではないという新聞報道を受け、何も感じなかったと言えうそになります。また、先ほど来、傍聴席より拍手が起きている、そういう民意があるということも重々承知をしております。

しかしながら、先ほど同僚議員も申しましたが、今回、地方自治法第96条第1項に基づき、予算と取得を別々に議決するわけですが、この間、理事者側から提供された情報等に特に指摘すべき点、また予算の議決を覆す根拠となるものは見受けられないものと考えております。

また、9月の定例会で申しました、行政が新型コロナウイルス感染症により受けた多くの傷の応急処置に苦心する中、駐車場用地取得は数少ないコロナ終息後を見据えた事業として、重点投資する価値のあるものという私自身の考えに変わりはなく、また、議決に対する責任という私なりの観点からも賛成すべきと考えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 次に、反対の討論を許します。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 私は、議案第14号財産取

得に対しての反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそもこの土地購入に当たっては、町長は、多くの町民が待ち望んでいる、だから地権者と機が熟したから交渉し、購入する決断をしたというふうに答弁されています。

私たちは、多くの町民は、この土地を求めていると主張しました。9月の議会のときは、お互い全くその裏づけがないまま議論をいたしました。でも今回はっきり分かりました。11月に執行された町長選挙において、町民の民意が示されました。さきに立候補した3人は、現町長の執行方針に、町政執行に違和感を唱えて出馬をしました。現町長は、今の町政を引き継いでもらうべき新たな候補を応援しました。でも結果は残念な結果になりました。1番と2番の差、310票ではないのです。批判票は3人の合計票なのです。4,760票対1,865票なのです。結果は、真摯に受け止めるべきです。

総務産建常任委員会としては、9月のこの土地購入に対しては不要とは言っていない。不急だと言って、町長に提案をしております。でも結果的には町長はこの上程されました。

人口減少が見込まれる中、購入しようとしている土地は、いわゆる都市計画の中では白地の土地であります。将来、宅地にするという予定があるのであれば別ですが、この白地の土地を買って、買う予定にしていって、そしてその白地の土地に対して将来宅地になる見込み地として、そしてまた、この単価の上乗せとして道道吹上線の買入れ価格をその単価の中に入れて、さらには臨時駐車場は要らなくなったら、いわゆる臨時駐車場の経費が要らなくなる。その分を上乗せするという方法をとっております。

これは公金の使い方としては、非常に不適切だと思います。鑑定士の評価が一応基本になると思います。確かに、地権者がこの価格でなければ売らないといった話を私も聞いております。そのときにどうにかして地権者に納得してもらうための金額を、上乗せしたというふうにしか受け取れません。それで交渉ができるようになったから、それでいいと済ませれば、そういう問題ではないと思います。基本的には町のこういった、土地を購入する場合もそうですけれども、公金、いわゆる税金ですよ。この税金の使い方について、これは普通常識的では考えられない手法を使っていると私は思います。

それと、今回、駐車場を買う、その駐車場用地のほかにいわゆる横に道路を、公衆道路の部分も買おうとしています。なぜこの道路が必要なのか、確かに理由は聞きましたよ。耕作者が利便性がいいよう

にと、そういう話は聞きました。ところが、道路は入り口から四十五、六メートル買えばいいですよ、それから奥は道路は要らないと私は思います。

なぜかといったら、今、我々農家です。観光客が農地に立ち入る問題が発生しています。これはいわゆるシストセンチウとか、そういったいろいろな病気の関係です。ここにこの公衆道路をつけたら、観光客、不特定多数の人がこの畑、いわゆるこの畑を借りて作る人は非常に迷惑をします。そういったことも考慮しないで、道路用地も含めて買おうとしています。これは本当におかしな話だと私は思います。

そしてこの土地は、4,831万円で終わりではないのです。それで駐車場の問題が全部解決するわけでもないのです。既に私が聞いているように砂利砂利で1,000万円かかると言われています。そして将来は外構工事とか、それから舗装にするとか、そういった金を想定すると、とんでもない金額になりますよ。そういったことを考えたときに、今、本当に必要なのか、もっとちょっと先でもいい。もし地権者そこを売ってくれなかったら、また別の方法を考えればいいということだと思いますよ。

そこで購入するときに、ここしかありません、この土地以外は検討していません、こういった方法は町の財産取得でいいのですか。どこどこどこどこを比較して、この金額だったらこういうふうな条件、ここはちょっと利便性が悪いからこういう条件、だからここに決まったというのであれば、ある程度は納得しますよ。ところが最初の段階から、ここしかありません、町の公用地を買うのにそんなことがありますか、私は変だと思いますよ。

まだまだ町は、いろいろ早急にやらなければならないところたくさんあります。この事業の優先順位をしっかりと見詰め直して、そしてこの財産取得については、私は見直すべきだと思っています。

以上申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、本件の賛成の討論を許します。

5番金子益三。

○5番（金子益三君） 私は、本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず話を整理したいのですが、この土地を買う目的、それから面積等の条例改正につきましては、既に9月の第3定例会におきまして、補正予算の部分の修正案も否決されまして、その後の補正予算については、賛成多数で可決をした案件でございますし、条例改正も終わっていることと私はまず踏まえております。その上で、本財産の取得について、こ

の日の出公園の契約をする、付さないというところにおいて、ちょっと法的な話から賛成討論をさせていただきたいと思います。

民法に、誠実交渉義務違反規定というものがございます。これはどういったものかといいますと、正式な売買契約を締結等することを目的とするものにあたり、土地の所有者と売買、買受け予定者いわゆる町とは、互いに売買契約が締結できるように努力し、その売買契約に盛り込むべき事項について、誠実に交渉をなすべき義務を負うに至るというこういう条文がございます。

そこにおいて、既に11月19日に仮契約というもの双方で行われておるところから、この正式契約を締結させることについて、公平の見地から見て不合理である事情が判明するなどの正当な事由が存在しないのに、当事者が正式の契約を締結することを拒否することが起これば、いわゆる誠実交渉義務違反によりまして債務不履行の責を免れないということが、実は公益社団法人の全日本不動産協会の裁判事例でも出ております。

すなわちどういうことかといいますと、一方的に瑕疵が見られない、不当な責務がないままに仮契約の土地を買求めるものが何らかの理由によって、正当な理由がないままに購入を取りやめるということについては、損害賠償が発生するといった裁判の事例が出ております。すなわち本契約について、所有者は何ら大きな瑕疵をも持っていない。また、町としても誠実交渉を義務規定というものを、それを誠実に履行しなくてはいけないという観点から、この土地を今、契約を覆すということは、民法においても損害賠償が発生する可能性を大きく持っております。

よって、私は、この財産取得については、お互い双方に大きな瑕疵が認められないというふうに判断をさせていただきますので、法的な根拠からも本件に賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 次に、反対の討論を許します。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 私は、日の出公園駐車場用地取得に対して、反対の立場から討論をしたいと思います。

今、法的なこと、いろいろと賛成討論でありましたけれども、多分、仮契約の中には議会の議決を経てというような条文や何かが通常であれば入っていると思いますので、そこら辺の心配はないのかなというのは、私のまずは印象であります。

それで9月定例会で、4,831万円の予算は認

められました。ただ、この4,831万円というのは最大限の予算で、貴重な町民の財産を使って1円でも10円でも100円でも安く買うということが求められていると思います。

そして、この9月定例会後、私にいろいろな町民の方から御意見や疑問が寄せられました。どうして今、購入しなければならないのかとか、また購入した後の整備計画がよく分からないけれどもとか、また整備に幾らぐらいの予算がかかるのか、購入費用は分かるよ、大体はということなのですが。また、その駐車場を利用する観光拠点としての整備計画というのも、よく見えてこないねというような多くの意見が寄せられました。

私なりに、購入予定の面積は本当妥当なのだろうか、また、この購入価格は適正なのだろうか、農地として坪1万円は、本当に、そんなに高いのではないという疑問もあります。そんなような中で、私も自問自答をしました。なかなかこのような状況では、賛成するわけにはいかないなという感じを抱いたところでもあります。

上富良野町は、町立病院を建設というビックプロジェクトを抱えています。また、その他多くの課題も山積をしています。また、今後、コロナ禍において、ますます厳しい財政状況を強えられることが予想されます。厳しい財政状況の中で、町民が一丸となって持続可能な上富良野町をつくり上げていかなければならないと考えています。

私たち議員には、理事者と同じように、町民の皆さんに対して説明責任があります。今のままでは、私は十分な町民の皆さんに説明をし、納得をしてもらうという自信がありません。

また、平成20年に制定された上富良野町自治基本条例の中で、議会の役割と責務、議会は意思決定機関として、町民の意思を反映しなければならないとうたわれています。また、監視機関としても町民目線で、公正で民主的な町政運営を進めるそういうチェックをする役割があります。

そういうような意味から、良識ある決断を議員各位にも呼びかけまして、私の反対討論といたします。

○議長（村上和子君） 次に、賛成の討論を許します。

13 番岡本康裕君。

○13 番（岡本康裕君） 私は、議案第14号財産の取得についての賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、各同僚議員からる賛成、または反対の討論がありましたが、コロナに対してのイベントの中止や形を変えたことが今現在行われていますが、北の

大文字におきましては配信でやる。雪まつりも形を変えたりしてやるということが決まっておりますが、利活用については、日の出公園を中心とした今までにはなかったスポーツアクティビティ、トレイルランやヒルクライム、クロスカントリー等のスポーツアクティビティの起点となっている場所であるということが今現在あります。また、広いスペースを活用し、見込まれるものの中には、消防団の演習や大会の開催等などが見込まれる。

また、イベント会場となる日の出公園と住宅街との緩衝地帯、例えば花火等の音や煙ということが、ある程度スペースを持っているということで、緩衝地帯になるのではないかとということであります。

また、使い用ですが、夏の最盛期キャンプ場や民間宿泊施設が満員の場合は、オートキャンプ場的な使い方もこれはできるのではないかと、個人的に考えております。そして少し問題になっております民間商業施設に対する無断駐車防止の観点からも、公共の駐車場が必要だと、私は考えております。

また、今、置かれております臨時駐車場として利用しております土地も、売出しがされているということで、今後ずっと使えるということにはならないのではないかなということを危惧しております。そしてまた、災害などがあった場合、ほかの地域などを見ていると、駐車場が車での避難ということを使っているようなところも見受けられます。

そしてコロナ前とはいえ、第6次総合計画にのっとった事業であること、また行政上手続不備がないということで、これは前から計画されていた計画で、一つ一つ前進させていくことが必要だと、そのようなことから、私は賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 次に、反対の討論を許します。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 私は、農業者の立場として心配を含めて、反対討論をさせていただきます。

もう1度、本当に冷静に日の出公園駐車場用地買収について考える必要があると思います。9月、第3定例町議会においても将来像が見えない公園整備計画、魅力再生計画はありますか。用地買収の後の駐車場の整備、維持、管理の費用もはっきり出ていない状況にあります。

買収用地は、今、道當日の出防災減災工事が行われている場所にかかっています。日の出排水路と接したところだというのは、皆さんも承知のところだと思います。この工事において、町長は南部耕地所に計画変更を申し入れをすることでしたが、どのようになっているかもまだ知らされていません。

もし買収をしたが、日の出排水路工事が行われない状況の中であれば、この用地から出る雨水に対しての対応ができなければ、災害につながるようなことになることが懸念されます。

この日の出防災減災工事に対して、あるレポートによれば、平成27年において洪水解析結果が出ていますけれども、その日の出水路においては昭和63年から比して平成27年には、その現状の状況の中の通水能力は2倍近く超過しているというような結果が出ています。状況施設能力評価では、日の出排水路は起点から2,244メートルまでの間の計画流量は、現状の能力を上回っており、この間では10年に1度の確率の雨量による洪水発生が予測されています。

このことから、買収後になる現在の日の出水路改修が進まない時点での状況から、畑地から駐車場への変更は、現日の出排水路に大きな負担をかけ、下流域に洪水や浸水を起こし、農作物の被害なども起こす可能性が十分にあると思います。その結果には、現在の状況では、この買収計画は時期が尚早と思います。そのことを考えても、やはり日の出排水路がどのようにあそこまで上がってくるのかということがはっきりしてからでいいのではないかと、次期の世代に委ねるべきと思っています。

以上、反対討論にします。

○議長（村上和子君） 次に、賛成の方の討論を許します。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

何というのですか、既に議決されたからどうのこうのというお話はございますけれども、全くそれは議決されているわけです。そして会計年度の独立の原則というものもございまして、今回、これを通さないとうなるのかなというのが私の疑問点でございます。

また、前回は申し上げましたのですけれども、我々人間というのはハートもございまして。至誠にもとるようなことはしてはられないのだろうと。地権者の立場を考えると、今、やらないと多分もう2度と交渉には応じてくれないだろうと。それと同僚議員が申されましたけれども、損害賠償が発生する可能性があるということです。それとまた、違った同僚議員が言われましたように、前回の補正予算、原案を可決から何が世の中が変わってきておるのだろうと。反対の立場の方が言われたのは、コロナ禍ですね、コロナ禍もございまして、あときもすごく言われたのですよ。相当言われてまた変わってきている、非常に私も大変だなと、早くコ

— 65 —

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり先例に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第17 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第17 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年12月16日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、同じく中澤良隆。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

（1）目的、上富良野町において火山噴火、地震、大雨その他の事象による災害発生時及び訓練活動に上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

（2）派遣場所、上富良野町内。

（3）期間、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間、上富良野町議会災害対策支援本部の設置から解散まで及び訓練活動とします。

（4）派遣議員、全議員14名であります。

以上をもって、朗読の説明にかえさせていただきます。

御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第18 発議案第2号議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 議会懇談会実施に関して、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第2号議会懇談会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月16日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、同じく中澤良隆。

議会懇談会実施に関する決議。

本議会は、次により議会懇談会を実施する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、5日以内とする。

2、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について町民や団体と直接意見交換をするため。

3、実施方法、（1）町内の公共施設で開催する。（2）全議員による懇談会とする。（3）本件は、議会閉会中において開催するものとする。

（4）新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底して開催するものとする。

4、その他、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により開催を判断する。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第2号議会懇談会実施に関する決議について、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案3号

○議長(村上和子君) 日程第19 発議案第3号コロナ禍による地域経済対策を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) ただいま上程いただきました発議案第3号コロナ禍による地域経済対策を求める意見につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

令和2年11月20日、上富良野町農民連盟委員長から、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出をお願いする陳情書を議長において受理し、11月24日の議会運営委員会において慎重審議の上採択することとし、本定例会において発議して、国に対して意見書を提出することを決定し、9日の議会運営委員会に報告したところであります。

それでは、発議案の説明につきましては、朗読をもって説明させていただきますので、御了承いただきます。

発議案第3号コロナ禍による地域経済対策を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年12月16日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書。

日本農業をめぐるTPP11や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発効される中、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと、全国において農業や地域経済への影響が懸念されていた。そういった中、1月16日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今も爆発的に広がっている。感染拡大によって各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸

入に依存している我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっている。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルスの感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、1日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっている。

しかしながら、国は経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めているが、同時に感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化している。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっている。特に米においては、新型コロナウイルス等の影響による大幅な消費減少に加え、主産地が豊作基調にあることから需給が緩和しており、来年においては大規模な減産が求められている。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与える。

このため農業者が、次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応されるよう要望する。

記。

1、新型コロナウイルスの感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。特に米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても抜本的な見直しを図り、需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日。

北海道空知郡上富良野町議会、議長村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大

臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上、発議案第3号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についての趣旨説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第20 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町 長 挨 拶

○議長（村上和子君） ここで、向山町長の任期最後の定例会に当たりまして、町長から皆様方に御挨拶の申し出がありますので、御挨拶をいただきたいと思います。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま議長のお許しをいただきまして、町長退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、このたびの第4回定例町議会が無事終了させていただきましたことに、まず冒頭感謝を申し上げます。

思いますと平成20年、町長に就任させていただ

いて以来、本当にこの12年間にわたり議会の皆さん方はもちろん、町民の皆さん方、さらには多くの職員の皆さん方にお支えいただきまして、今日まで無事役目を果たしてこれられましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

非常に今思い返しますと、就任以来政権交代があったり、あるいはリーマンショックが尾を引いていたり、あるいは地方自治体におきましては、平成の大合併が少し落ち着いた後など、様々な変化要因がある中での町政運営ということになりました。時には大きな課題に直面することもあり、また、難しい判断を求められることも多々ございました。

しかしながら、町民の皆さん方、あるいは多くの関係者の皆さん方が背中を押してくれまして、しっかりと私なりに全力を尽くして行政運営に当たってくることができたと思っております。しかしながらまだまだ、特に地方は人口減少をはじめ、あるいは高齢化も一方では進んでいるという非常にアンバランスな状況が続いております。また、これからも続くであろうというふうに危惧をしているところでございます。

そういう中で、日々、町長としての役目を考えましたときに、少し言葉が適切ではありませんかもしれませんが、枕元から電話を離れたことは一日もございませんでした。まずは十勝岳に大きな変化が起きないかということは、脳裏から離れたことはございません。また、大きな雨が降ると、1時間1分でも早くやんでくれないかなと、また、大きな災害につながってしまうのではないかと、そんな思いを常々持ちながら仕事をさせていただいたところでございます。

この間、先ほども申し上げましたように、多くの皆さん方に支えていただきましたが、まちづくりはエンドレスだというふうに思っております。これからは、これまで皆さん方と歩んできた日々を今、頭の中で非常に錯綜しておりますが、年が明けますと、今度は晴れた日には青空の下で農作業、そして雨降りには晴耕雨読とはいきません。雨降りにはお昼寝をしながら、また、一町民としてまちづくりに少しでもお手伝いできればと、そんなふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、開基123年を迎えた上富良野町が、将来に向かってみんなの力を一つにするということ以外に町が発展するすべはないと、今でも思っております。特に私は、意見を述べたり、思いを発したりすること、してくれる人ではなくて、物を言わない中でしっかりと地道に生活をされている人のことの思いに寄り添うことこそが、私の仕事だというふうに常々意識をして歩んでまい

りました。

いずれにいたしましても今日、このように無事に御挨拶をさせていただく時を迎えましたこと、改めて感謝申し上げますとともに、議員の皆さん、あるいは議会がますます活性化されて、上富良野町の将来を安全・安心に暮らしていけるそういうまちづくりに、これから皆さん方が発展されますこと心から御祈念申し上げ、そして町民の全ての町民の皆さん方、さらには職員の皆さん方に心からお礼と感謝を申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に12年間お世話になりました。ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（村上和子君） 私のほうからも、年末の第4回の定例会に当たりまして、一言皆様にお礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって1年最後の第4回定例会も、無事に終わらせていただくことができたのも、議員各位、町長、職員、団体の長の皆さんの御理解と御協力のたまものと厚く御礼申し上げます。

今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症に見舞われ、そのコロナ禍の中で三密を避け、マスク、消毒はもとより、移動自粛、会場使用中止、行事等緊急事態宣言がなされ、本当に職員の方もそれに伴う感染防止と経済対策等に仕事の量が増え、大変御苦労されたことと思います。本当にお疲れさまでございました。

議会としましても、それら対応の臨時議会は7回に及び、先進地行政調査の研修もかなわず、コロナ禍にあつて私ども議会活動の在り方が考えさせられました。何ができて、何ができないのか、住民懇談会は町民の声を聞く大切な場がありますので、リスクをとりながら新生活様式を取り入れ、開催を予定いたしております。なかなか終息は見えない中で、町民に対して、また事業者の人も困っておられます。国・道の施策もございますが、町としてはまだまだ対策が必要でなかろうかと存じております。

ある町村では、町民にマスクをつくってもらいまして、町が買い上げまして、そして必要な人にマスクを配付するというマスクとお金いろいろな思い

が地域をぐるぐる回ったという記事を読みまして、本当に自助と共助がかみ合つて、人は離れなければいけませんけれども、本当にこういう事業は心が密になるなど。私も考えまして少し、議員の皆さん、事務局の皆さんをどうやってという、守っていこうかなということでフェイスシールドを買い求めて、走った次第でございます。

また、このたび今期限り御勇退されます向山町長におかれましては、3期12年間にわたり町政において隅々に光を当てるお考えから、子育て、教育、環境整備、小学校・中学校の改築、農業、商工業、自衛隊に光を当てられまして、特に自衛隊につきましては防衛大綱で火砲、戦車が削減される方針が示されましたけれども、それから現状維持活動に何十回となく防衛省に通われ、現在の組織改編、重要な施設運動等に取り組み、本当に自衛隊の現状があります。この自衛隊に対する多大なる御功績はすばらしく、町民誰もが認めるところでございます。

これからは健康に留意され、奥様と悠々自適の生活の中で、また違う角度から町の将来を見据えていただきますよう、最高責任者としての3期12年にわたり御指導いただき、本当にありがとうございました。本当にお疲れさまでございました。

議員の皆さんも今年はコロナ禍にあつて、いつもとは違う年末になろうかと思いますが、健康でよき新年を迎えていただきますよう、少し長くなりましたけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は大変どうもお疲れさまでございました。御苦労さまでございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 0時45分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和２年１２月１７日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 小 田 島 久 尚

署名議員 岡 本 康 裕